

■ 地震・津波対策編

■ 応急対応計画

資料 1-4-1 兵庫県災害救助資源配分・調整マニュアル

平成 31 年 2 月

兵庫県災害救助資源配分・調整マニュアル

企画県民部災害対策局災害対策課

1 目的・趣旨

本マニュアルは、救助実施市を含む複数の市町に災害救助法（以下、「法」という。）が適用される大規模災害時に、法第 2 条の 3 に基づく県の連絡調整の下で、被災者に公平で迅速な救助を行うことを目的に県、救助実施市、関係機関、民間事業者（生産、集荷、販売、保管、輸送、土木建築工事（建設業）、不動産仲介等）で、災害救助資源（物資及び役務）（以下「資源」という。）の配分方針、調整手順、各々の役割等の他、平時・災害発生時の連携体制などを定める。

2 災害救助資源配分・調整マニュアルを適用する災害

救助実施市を含む複数の県内市町に法が適用された広域的な災害に適用する。救助実施市のみが法適用となる局所的災害においては、本マニュアルは適用しない。なお、本マニュアルの適用にかかわらず、救助実施市からの支援要請を受けた場合等は、県は救助実施市が資源の確保を迅速かつ適切に行えるよう対処する。

3 資源配分の方針等

（1）配分方針

資源配分にあっては、県は救助実施市の必要とされる資源の内容・数量等とその他県内市町から要請される資源の内容・数量等に基づき、資源配分を調整する「プル型支援」（災害対策基本法第 86 条の 16 第 1 項（以下、「災対法」））を原則とする。

ただし、発災当初は、被災市町において被害状況が的確に把握できないおそれがあるため、「4 資源配分にあっての目安等」の目安等を勘案し、市町の要請にかかわらず、資源配分を調整する「プッシュ型支援」（災対法第 86 条の 16 第 2 項）による。

（2）物資配分の手順

物資の配分については、下記により実施する。

①プッシュ型支援

発災後、直ちに、県はフェニックス防災システムによる被害予測、被災市町からの状況報告、県民局・県民センターなどからの情報を基に概括的な被害状況を整理し、推定される避難者数などを基に国の物資輸送計画等を踏まえ、「4 資源配分にあっての目安等」の目安等を勘案した「供給計画表」（市町ごとの人的・物的資源の種類・内容、数量、供給時期、供給手法等）を作成する。

なお、国の南海トラフ地震等の応急対策計画で、国は支援物資を発災後 3 日目までに県が設置する物資拠点（広域物資拠点）に輸送し、4 日目以降、順次、県は市町が設置する物資拠点（地域内輸送拠点）に輸送することとなっている。

②プル型支援

発災後から一定期間の経過後、県は救助実施市を含む県内被災市町からの要請・被害報告、フェニックス防災システムや県民局・県民センターなどからの情報を基に、市町の物資のニーズを把握、整理する。

県は必要に応じて、民間事業者、関西広域連合、全国知事会などに応援を依頼し、被災市町のニーズを踏まえた「供給計画表」（市町ごとの人的・物的資源の種類・内容、数量、供給時期、供給手法等）を作成する。

上記①、②により調達する物資は、県の広域物資拠点又は県が指定する施設で受け入れ、市町の物資拠点や避難所等に輸送する。

なお、兵庫県地域防災計画により、発災後3日目までは家庭及び市町等の備蓄で物資が賄われることとなっている。但し、3日目までに、物資が不足する市町からの要請又は市町が要請できない場合に、県は、備蓄物資の活用や緊急調達を行うこととし、「①プッシュ型」又は「②プル型支援」の手順で対応する。

（３）「供給計画表」の作成及び更新

前述のとおり、県は発災後、救助実施市や県内他市町と連携して、①資源配分の目安（発災直後のプッシュ型支援に活用）、②人的・住家被害状況等（一定期間経過後からのプル型支援に活用）を踏まえ、「供給計画表」（市町ごとの人的・物的資源の種類・内容、数量、供給時期、供給手法等）を作成及び更新し、資源の供給を行う。

ただし、応急仮設住宅や医療などの資源配分に係る手順等が個別の要綱等に定められている場合は、その要綱等に基づき、県の担当部局において、県災害対策本部被災者対策班と連携して資源配分・供給を行う。

4 資源配分にあたっての目安等

資源配分の目安

発災直後のプッシュ型支援に活用する資源配分の目安は、下記等を基に想定（詳細は別表Ⅰ・Ⅱのとおり）する。

- ・直近の国勢調査に基づく市町別人口按分
- ・県が作成した「南海トラフ巨大地震・津波被害想定」（平成26年6月）
- ・「フェニックス防災システムの被害予測システム」による被害予測等
- ・中央防災会議幹事会が策定した「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成29年6月）

5 資源配分の対象とする資源

本マニュアルの対象となる資源は、大規模災害時に、被災者への公平な救助の実施の観点から、法第4条に規定する「救助の種類」をはじめ、災害対策基本法に基づく県の連絡調整が必要となるすべての資源とする。

なお、法第4条の「救助の種類」に係る配分対象の例は、次のとおりである。（詳細は別表Ⅲのとおり）

法第4条の「救助の種類」

(1) 配分対象となる資源の例

救助の種類	配分対象となる資源
避難所の設置	○生活用品等 ○輸送事業者
炊き出しその他食品の給与	○食料・飲料 ○輸送事業者
飲料水の供給	○給水車 ○給水資材（ポリタンク等）
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	○生活必需品 ○輸送事業者
学用品の給与	○学用品 ○輸送事業者
医療及び助産	○救護班やDMAT等医療従事者 ○医薬品
被災者の救出	○資機材（舟艇その他救出のための機械等）
埋葬	○資機材（棺・ドライアイス等）
応急仮設住宅の供与	○応急仮設住宅（建設型）の資材 ○建設事業者 ○民間賃貸住宅（空き住戸） ○不動産業者
住宅の応急修理	○修理資材 ○施工業者
障害物の除去	○施工業者

上記以外の主なものは下記のとおり。

- ・その他の救援物資、当該物資の輸送に係る事業者や民間所有物資拠点
- ・国がプッシュ型で調達する救援物資
- ・県が協定事業者、指定行政機関（国）、全国知事会、関西広域連合など広域的な枠組みを活用して調整する資源。
- ・その他広域的な活動を行う物資等供給事業者が供給する資源
- ・2次避難所等となる旅館・ホテル等宿泊施設
- ・法第7条に規定する「従事命令」に係るもの

(2) 配分対象外となる資源の例

- ・市町の備蓄物資
- ・市町が独自に調達する物資
- ・市町独自の自治体間協定・カウンターパートによる支援物資等

※県は、市町において確保した、もしくは、確保が可能となる支援物資の内容・数量等について、必要に応じて報告を求めることができる。

6 災害時の資源配分・調整の実施体制

県災害対策本部・被災者対策班に救助実施市、その他関係団体の連絡員等による「資源配分連絡調整チーム」（仮称）を設置し、資源配分の目安等を踏まえ、前述の「供給計画表」（市町ごとの人的・物的資源の種類・内容、数量、供給時期、供給手法等）の案の作成及び更新、輸送手段の確保などの調整を行う。

救助実施市は、発災後、速やかに資源配分に係る判断ができ、かつ、救助実施市災害対策本部との連絡調整ができる権限を持つ職員を県災害対策本部に派遣する。

なお、応急仮設住宅や医療などの要綱等がある資源の配分は、必要に応じ、県の所管部局が救助実施市、関係事業者等と連携して調整を行う。その結果は「資源配分連絡調整チーム」（仮称）と共有する。

7 県と救助実施市の災害時の情報共有事項

県（災害対策本部・被災者対策班）と救助実施市は、公平な救助を実施するため、下記の事項をはじめ必要な情報を事前又は事後速やかに共有する。

- （１）法適用情報（適用市町、救助実施市内適用区）（事前に共有）
- （２）内閣府との法特別基準の協議内容及び協議結果
 - ・協議内容（事前に共有、（避難所の設置、炊出しその他による食品の供与等の期間の延長を除く））
 - ・協議結果（事後速やかに共有）
- （３）応急仮設住宅等（できるだけ事前に共有）
 - ・公営住宅等（活用可能戸数、入居募集開始時期）
 - ・建設型仮設（建設戸数、建設時期、仕様）
 - ・借上型仮設（活用可能戸数、入居募集開始時期、家賃設定の考え方） など
- （４）その他必要な事項
 - ・国提供情報等（速やかに共有）

8 災害時の事業者等への要請

（１）応急仮設住宅

① 建設型仮設住宅

県と救助実施市が建設事業者に協力要請する場合は、県がとりまとめ窓口となり、調整する。（詳細は別添フロー図のとおり）

② 借上型仮設住宅

県と救助実施市が不動産業者に協力要請する場合は、あらかじめ県・救助実施市・不動産業者で策定した要綱等に基づき、県の調整の下、それぞれが行う。

費用負担はそれぞれが行い、契約書等書面はできるかぎり同一様式を活用するなど、事業者に混乱が生じないように努める。

（２）医療

DMAT、災害拠点病院救護班、日本赤十字社救護班、JMAT 兵庫等の派遣に伴う連絡調整については、救助実施市の要請に基づき、県が行う。

費用負担については、別途、協議により定める。

9 応援・受援に係る求償及び費用負担

(1) 他都道府県及び県外市町村に係る応援・受援

① 応援

法を適用した他都道府県及び県外市町村への応援に係る求償は、救助実施市以外の県内市町が行った救助（応援）に係る費用については、県がとりまとめて行う。救助実施市が行った救助（応援）に係る費用については、救助実施市が行う。

② 受援

他都道府県及び県外市町村からの受援に係る費用は、救助実施市以外の県内市町が受けた救助（受援）に係る費用（県が依頼したものに限り）については、県がとりまとめて負担する。救助実施市が受けた救助（受援）に係る費用（救助実施市が依頼したものに限り）については、救助実施市が負担する。

(2) 県（救助実施市を除く県内市町）と救助実施市に係る応援・受援

救助実施市の要請に基づき、県が調達の上、救助実施市に提供した資源及び県の要請に基づき、救助実施市が調達の上、県内の他市町に提供した資源に係る費用（輸送費等の間接経費含む）については、原則、要請先が求償し、要請元が負担する。

10 平時における取組

(1) 兵庫県災害対策連絡調整会議の設置

県は法第2条の3に基づく県の連絡調整の実効性を担保するため、「兵庫県災害対策連絡調整会議」を設置し、年1回以上開催し、本マニュアルの検証、連携体制の確認等を行う。

会議は、次の者によって構成することとし、別途、「兵庫県災害対策連絡調整会議設置要綱」で定める。

- ・ 県、救助実施市
- ・ 物資輸送関係団体
- ・ 建設・不動産関係団体
- ・ 医療関係団体
- ・ その他関係機関

(2) 連絡窓口の共有

災害時に救助が円滑かつ迅速に実施されるよう、兵庫県災害対策連絡調整会議の構成団体は、連絡窓口を明確化し、毎年度更新のうえ、共有する。

11 救助実施市以外の市町への支援

(1) 平時

県は本マニュアルに基づく公平な救助が円滑かつ迅速に実施できるよう市町職員への研修等の充実に努める。

(2) 災害時の対応（法適用時）

県は別に定めるところにより、救助実施市以外の市町に事務委任を行い、県、救助実施市、救助実施市以外の市町が連携して、救助を実施する。

救助実施市は県の要請により、被災状況に応じ、救助実施以外の市町の支援を行う。

12 その他

- (1) 本マニュアルは、法第2条の2第1項に基づき、救助実施市として、地方自治法第252条の19第1項の県内の指定都市が指定され、その効力が発生した日から適用する。
- (2) 本マニュアルは、国の改正災害救助法施行通知（平成30年12月28日付け府政防第1436号及び消防災第199号「改正災害救助法の施行について」第1・2・(2)・①・2）にいう「資源配分計画」とする。

＜別 表＞資源配分の目安等

I 救助実施市と救助実施市以外市町の資源配分の目安

1 人口按分＜平成 27 年度国勢調査結果＞

	人口	割合
兵庫県計	5,534,800	1.00
神戸市	1,537,272	0.28
その他市町	3,997,528	0.72

(約 3 割)

(約 7 割)

神戸市	1,537,272	三木市	77,178	たつの市	77,419
姫路市	535,664	高砂市	91,030	猪名川町	30,838
尼崎市	452,563	川西市	156,375	多可町	21,200
明石市	293,409	小野市	48,580	稲美町	31,020
西宮市	487,850	三田市	112,691	播磨町	33,739
洲本市	44,258	加西市	44,313	市川町	12,300
芦屋市	95,350	篠山市	41,490	福崎町	19,738
伊丹市	196,883	養父市	24,288	神河町	11,452
相生市	30,129	丹波市	64,660	太子町	33,690
豊岡市	82,250	南あわじ市	46,912	上郡町	15,224
加古川市	267,435	朝来市	30,805	佐用町	17,510
赤穂市	48,567	淡路市	43,977	香美町	18,070
西脇市	40,866	宍粟市	37,773	新温泉町	14,819
宝塚市	224,903	加東市	40,310	計	5,534,800

2 「兵庫県南海トラフ巨大地震・津波被害想定（平成 26 年 6 月 3 日作成）」

以下、上記「被害想定」の抜粋等

＜南海トラフ巨大地震・津波被害想定＞（冬の夕方 18 時発災）

被害想定及び応急仮設住宅必要戸数

	県計	神戸市	その他市町
避難者数（人数）	165,579	37,744	127,835
割合	1.00	0.23	0.77
建物被害（全壊棟数）	38,548	3,109	35,439
割合	1.00	0.08	0.92
建物被害（半壊棟数）	177,145	24,980	152,165
割合	1.00	0.14	0.86
応急仮設住宅（必要戸数）	36,100	4,693	31,407
割合	1.00	0.13	0.87

※応急仮設住宅（必要戸数）は、県内の最大全半壊棟数（（冬の夕方 18 時）液状化による半壊を除く）に対し、阪神・淡路大震災の供給実績から設定した割合（0.2）を乗じて全体戸数を算出し、全半壊棟数で按分（以下、冬の夕方 18 時の全壊棟数、半壊棟数、液状化による半壊棟数）

$((38,548 \text{ (全壊棟数)} + 177,145 \text{ (半壊棟数)} - 34,998 \text{ (液状化による半壊棟数)}) \times 0.2 = 36,100$

3 「フェニックス防災システムの被害予測システム」による被害予測等

(1) フェニックス防災システムの概要

県内の地震被害予測と津波被害予測等を自動的に行う。(発生後、7～8分)
(震度情報等から建物被害、人的被害や避難者数等を予測し、必要な資源等の需給を推計する。)

①地震発生時

県内で震度4以上の地震発生後、直ちに被害予測等を行う。さらに、地震発生後に提供される気象庁発表の震源・震度情報をもとに、補正を行う。

②津波発生時

県沿岸に大津波警報・津波警報・注意報発表直後に予測等を行う。

※フェニックス防災システムは、県、市町、消防、警察、自衛隊及びライフライン事業者等の専用端末でネットワークを構成している。

(2) 主な予測・推計結果と対応する法第4条の救助の種類

区 分		予測・推計結果	単位	救助の種類
被害予測	建物被害	全半壊棟数	棟	生活必需品等の供与 学用品の給与
		全壊棟数※	棟	応急仮設住宅の供与
		半壊棟数	棟	住宅の応急修理 障害物の除去
	人的被害	死者数	人	埋葬
		重傷者数	人	医療及び助産
		軽傷者数	人	医療及び助産
	ライフライン(上水道・下水道)	被害箇所数	箇所	飲料水の供給
	交通施設被害(道路・鉄道)	被害箇所数	箇所	
	生活への影響 (避難所生活者数、要援護者数 (乳幼児・要介護者・障害者等)、 帰宅困難者数)	避難所生活者数 (1日目・1週間後等)	人	避難所の設置
		帰宅困難者数 (15歳以上・未満)	人	
需給推計	人命救助	要救助者数	人	被災者の救出
	火災消火	消火隊必要数	隊	
	負傷者応援救護	医師・救急隊必要数、病院受入必要数	人・隊	医療及び助産
	被災者支援 (非常食、飲料、毛布、乳幼児 ミルク、仮設トイレ、ブルーシート等)	必要数	食 ほか	避難所の設置 炊き出し等の供与
	死者 (棺、ドライアイス、火葬場)	必要数	個 ほか	埋葬

※上記の被害予測及び需給推計は、市町別に予測・推計されるため、資源配分の目安の設定にあたっては、救助の種類ごとに救助実施市分と救助実施市以外の市町計で按分する。

Ⅱ 国のプッシュ型支援での兵庫県への支援物資（南海トラフ地震）

南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（中央防災会議幹事会）
以下、上記「計画」の抜粋等（発災後４日目から７日目までに必要となる量）

①食料の必要量(単位：千食) (４日目) (５日目) (６日目)(７日目)

兵庫県	三木総合防災公園	248.1	260.3	272.4	284.4
	西播磨広域防災拠点	52.1	60.0	67.8	75.6
	但馬広域防災拠点	1.1	1.2	1.2	1.3
	淡路広域防災拠点	88.7	90.9	93.1	95.2
	阪神南広域防災拠点	167.2	150.7	134.4	118.2
	丹波広域防災拠点	0.8	1.0	1.2	1.4
	兵庫県各日小計	558.0	564.0	570.0	576.0

②育児用調製粉乳の必要量(単位：k g) (県全体)

兵庫県	三木総合防災公園	342	728
	西播磨広域防災拠点	82	
	但馬広域防災拠点	2	
	淡路広域防災拠点	118	
	阪神南広域防災拠点	183	
	丹波広域防災拠点(公園)	1	

③乳幼児・小児用のおむつの必要量(単位：枚) (県全体)

兵庫県	三木総合防災公園	59,611	126,914
	西播磨広域防災拠点	14,298	
	但馬広域防災拠点	266	
	淡路広域防災拠点	20,585	
	阪神南広域防災拠点	31,905	
	丹波広域防災拠点(公園)	249	

④大人用おむつの必要量(単位：枚) (県全体)

兵庫県	三木総合防災公園	11,836	25,200
	西播磨広域防災拠点	2,839	
	但馬広域防災拠点	53	
	淡路広域防災拠点	4,087	
	阪神南広域防災拠点	6,335	
	丹波広域防災拠点(公園)	50	

⑤トイレの必要量(単位：回) (県全体)

兵庫県	三木総合防災公園	209,159	445,305
	西播磨広域防災拠点	50,167	
	但馬広域防災拠点	932	
	淡路広域防災拠点	72,226	
	阪神南広域防災拠点	111,946	
	丹波広域防災拠点(公園)	875	

⑥トイレトペーパーの必要量(単位：巻) (県全体)

兵庫県	三木総合防災公園	53,264	113,400
	西播磨広域防災拠点	12,775	
	但馬広域防災拠点	237	
	淡路広域防災拠点	18,393	
	阪神南広域防災拠点	28,508	
	丹波広域防災拠点(公園)	223	

⑦生理用品の必要量(単位：枚) (県全体)

兵庫県	三木総合防災公園	76,875	163,669
	西播磨広域防災拠点	18,439	
	但馬広域防災拠点	342	
	淡路広域防災拠点	26,546	
	阪神南広域防災拠点	41,145	
	丹波広域防災拠点(公園)	322	

救助実施市と救助実施市以外市町への配分は上記「I」を参考に行う。

考え方（必要量の算出式）

項目	前提とする被害量	算出式
食料	避難所避難者数	$\text{避難所避難者数} \times \text{※1} \times 3 \text{食} \times 1.2 \text{※2}$
育児用調製粉乳	避難所避難者数	$\text{避難所避難者数} \times 0 \text{歳人口比率} \text{※3} \times \text{一人1日当たり必要量} 140 \text{g} \times 4 \text{日間}$
乳児・小児用おむつ	避難所避難者数	$\text{避難所避難者数} \times 0 \sim 2 \text{歳人口比率} \text{※3} \times \text{一人1日当たり必要量} 140 \text{g} \times 4 \text{日間}$
大人用おむつ	避難所避難者数	$\text{避難所避難者数} \times \text{必要者割合} 0.0005 \text{※4} \times \text{一人1日当たり必要量} 8 \text{枚} \times 4 \text{日間}$
携帯トイレ・簡易トイレ	避難所避難者数 上水道支障率	$\text{避難所避難者数} \times \text{上水道支障率} \text{※5} \times \text{一日当たり使用回数} 5 \text{回} / \text{日} \times 4 \text{日間}$
トイレトペーパー	避難所避難者数	$\text{避難所避難者数} \times \text{一人1日当たり必要量} 0.18 \text{巻} \text{※6} \times 4 \text{日間}$
生理用品	避難所避難者数	$\text{避難所避難者数} \times 12 \sim 51 \text{歳女性人口比率} \text{※3} \times \text{一人1期間(7日間)当たり必要量} 30 \text{枚} \times 4 / 7 \text{※7} \times 1 / 4 \text{※8}$

※1：避難所避難者数は、自宅建物が全壊、半壊又は一部損壊したため避難した者、断水により自宅で生活し続けることが困難となり避難した者の合計

※2：食料の算出式における「1.2」という係数は、避難所避難者数以外の食料需要を想定したもの

※3：「0歳人口比率」、「0～2歳人口比率」及び「12～51歳女性人口比率」は、平成22年国勢調査（総務省統計局）における数値

※4：大人用おむつの算出式における「0.0005」という係数は、避難所避難者における要介護の高齢者を想定したもの

※5：携帯トイレ・簡易トイレの算出式における「上水道支障率」は、被災府県ごとの断水人口の割合（断水率）

- ※6：トイレトペーパーの算出式における「0.18」という係数は、経済産業省生産動態計年報による販売量及び総務省人口推計より試算
- ※7：生理用品の算出式における「4/7」という係数は、一人1期間（7日間）当たりのうちの4日間分（4日目～7日目）
- ※8：生理用品の算出式における「1/4」という係数は、生理期間を4週に1回と想定したもの

Ⅲ 法第4条の「救助の種類」に係る配分の考え方

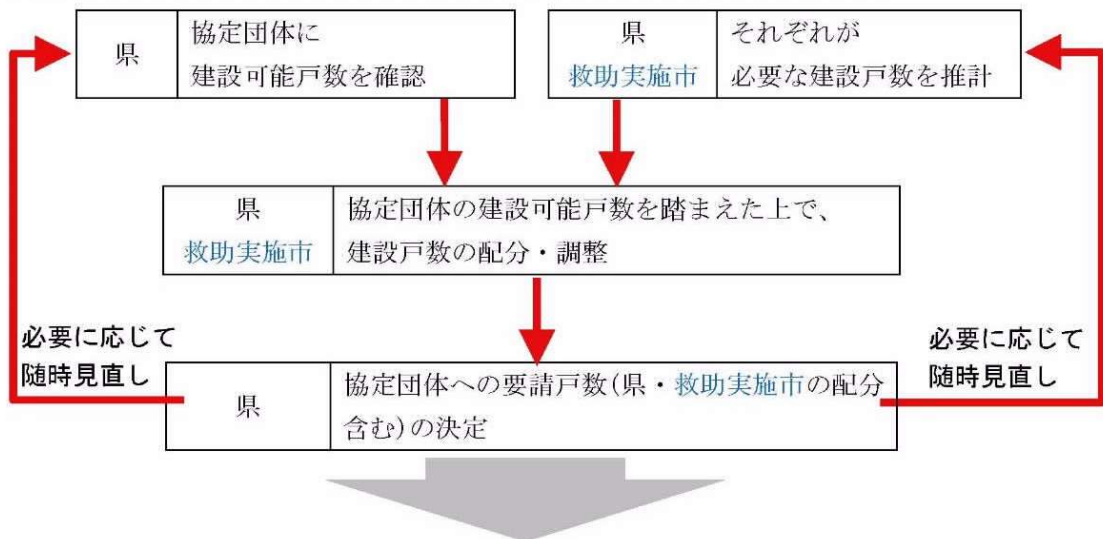
「5 資源配分の対象とする資源」の「法第4条の救助の種類」の配分の考え方は、「4 資源配分にあたっての目安等」を基に実施することとなるが、被災状況によって、下記の考え方を参考にする。

救助の種類	配分対象となる資源	配分の考え方	
		一定期間経過後 〈原則〉（プル型）	発災直後 （プッシュ型）
避難所の設置	○生活用品等 ○輸送事業者	避難者数 被災市町からの要請数 （物資不足数）	人口按分、推定避難者数等を基に算出
炊き出しその他食品の給与	○食料・飲料 ○輸送事業者	避難者数 被災市町からの要請数 （食料等不足数）	人口按分、推定避難者数等を基に算出
飲料水の供給	○給水車 ○給水資材（ポリタンク等）	断水世帯数 被災市町からの要請数	断水地区の人口数等を基に算出
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	○生活必需品 ○輸送事業者	被害家屋数（床上浸水、半壊以上）	※避難所から自宅帰還や応急仮設住宅入居時等に給付
学用品の給与	○学用品 ○輸送事業者	被害家屋数（床上浸水、半壊以上）	※避難所から自宅帰還や応急仮設住宅入居時等に給付
医療及び助産	○救護班やDMAT等医療従事者 ○医薬品	負傷者数等 医療従事者必要数	※従前どおり県が実施
被災者の救出	○資機材（舟艇その他救出のための機械等）	要救助者数、不明者数 被災市町からの要請数 （資機材不足数）	※自衛隊及び緊急消防援助隊の派遣・出動要請は県が実施
埋葬	○資機材（棺・ドライアイス等）	被災市町からの要請数 （資機材不足数）	想定死者数
応急仮設住宅の供与	○応急仮設住宅（建設型）の資材 ○建設事業者 ○民間賃貸住宅（空き住戸） ○不動産業者	被害家屋数（全壊） 被災市町からの要請数 （住宅ニーズ調査）	想定被害家屋数（全壊）
住宅の応急修理	○修理資材 ○施工業者	被害家屋数（半壊） 被災市町からの要請数 （住宅ニーズ調査）	想定被害家屋数（半壊）
障害物の除去	○施工業者	被害家屋数（半壊） 被災市町からの要請数	想定被害家屋数（半壊）

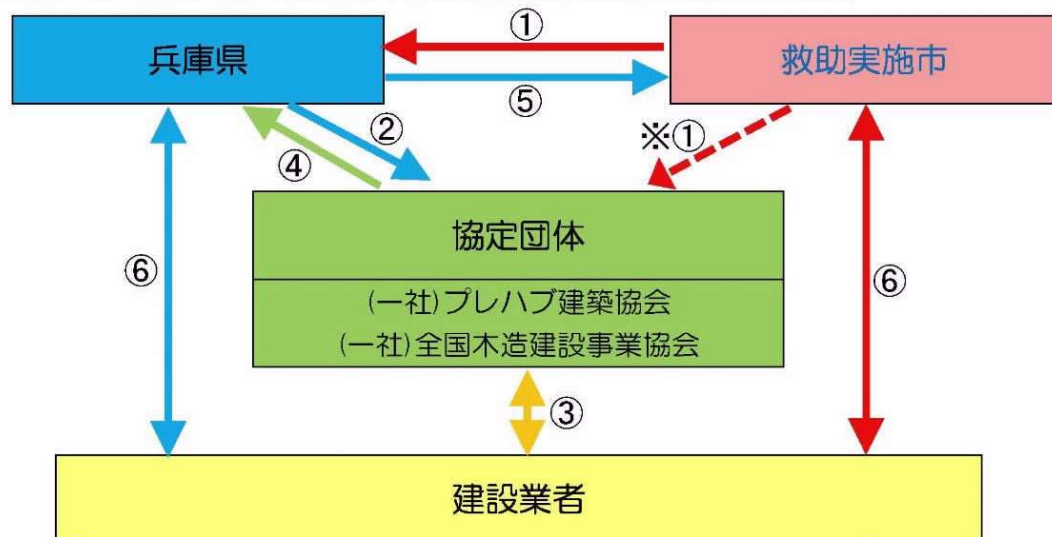
＜別添フロー図＞（災害時の事業者等への要請 建設型仮設）

建設型仮設住宅の要請フロー

Step 1 発災直後（建設型仮設住宅の必要性が生じた時点）



Step 2 協定団体への建設要請（協定書に基づくフロー）



- ① [救助実施市 ⇒ 県] 協定団体への建設要請を依頼（建設場所、戸数、規模、着工期日等）
- ② [県 ⇒ 協定団体] 県と救助実施市分をまとめて建設要請（建設場所、戸数、規模、着工期日等）
- ③ [協定団体 ⇒ 建設業者] 建設業者の決定・依頼
- ④ [協定団体 ⇒ 県] 建設業者の斡旋
- ⑤ [県 ⇒ 救助実施市] 斡旋業者の連絡
- ⑥ [県・救助実施市 ⇒ 建設業者] 建設業者との契約・支払い等
- ※①：被災範囲が救助実施市のみの場合は、救助実施市と協定団体の間で直接建設要請、斡旋
この場合、救助実施市は要請内容、斡旋結果等を県に報告

■ 地震・津波対策編

[応急対応計画]

資料 1-5-1 作業員確保依頼書

作業員確保依頼表

依頼課		課長印		令和 年 月 日		
作業内容						
所要人員		所要期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日				
就労場所 ()						
受付年月日	令和 年 月 日	課	長	係	長	係
処理の結果						
その他						

資料 2-1-1 災害情報の内容と収集

災害情報の内容と収集

地震直後の行政対応	判断に必要な情報	情報の収集先	収集手段
[0] 地震・津波情報の収集	(1)津波予報 (2)地震情報・津波情報	① 大阪管区気象台 ② 神戸地方気象台 ③ マスコミ	・気象庁ホームページ・電話・FAX ・電話・FAX ・テレビ・ラジオ
[1] 人命救助	(1)生き埋め情報 (建物倒壊・崖崩れ等)	① 市民・施設管理者 ② 消防本部 ③ 警察本部 ④ 区役所 ⑤ マスコミ	・駆込み・119番通報 ・119番通報・消防無線 ・110番通報 ・電話・防災行政無線 ・テレビ・ラジオ
	(2)崖崩れ情報	① 市民 ② 消防本部 ③ 警察本部 ④ 建設局 ⑤ 区役所 ⑥ マスコミ	・駆込み・119番通報 ・119番通報・消防無線・消防ヘリテレ ・110番通報 ・電話・防災行政無線 ・電話・防災行政無線 ・テレビ・ラジオ
	(3)火災情報	① 市民 ② 消防本部 ③ 警察本部 ④ 海上保安部 ⑤ 区役所 ⑥ マスコミ	・駆込み・119番通報 ・119番通報・消防無線・消防ヘリテレ・監視カメラ ・110番通報 ・118番通報 ・電話・防災行政無線 ・テレビ・ラジオ
	(4)道路情報 (被害状況・交通規制等)	① 警察本部 ② 建設局 ③ 県土整備部 ④ 道路管理者(公団等) ⑤ 道路交通情報センター	・電話・FAX ・電話・FAX・防災行政無線 ・電話・FAX ・電話・FAX ・電話・FAX
[2] 火災鎮圧・延焼阻止	(1)火災・延焼情報	① 市民 ② 消防本部 ③ 警察本部 ④ 海上保安部 ⑤ 区役所 ⑥ マスコミ	・駆込み・119番通報 ・119番通報・消防無線・消防ヘリテレ・監視カメラ ・110番通報 ・118番通報 ・電話・防災行政無線 ・テレビ・ラジオ
	(2)道路情報 (被害状況・交通規制等)	① 警察本部 ② 建設局 ③ 県土整備部 ④ 道路管理者(公団等) ⑤ 道路交通情報センター	・電話・FAX ・電話・FAX・防災行政無線 ・電話・FAX ・電話・FAX ・電話・FAX
	(3)水道被害(消防水利) 情報	① 水道局 ② 建設局	・電話・防災行政無線 ・電話・防災行政無線
[3] 救急・救助	(1)けが人情報	① 市民 ② 消防本部 ③ 警察本部 ④ 海上保安部 ⑤ 区役所 ⑥ マスコミ	・駆込み・119番通報 ・119番通報・消防無線・消防ヘリテレ ・110番通報 ・118番通報 ・電話・防災行政無線 ・テレビ・ラジオ
	(2)医療機関	① 医療機関 ② 県医療機関ネットワーク	・電話 ・電話・FAX・衛星通信ネット
	(3)道路情報 (被害状況・交通規制等)	① 警察本部 ② 建設局 ③ 県土整備部 ④ 道路管理者(公団等) ⑤ 道路交通情報センター	・電話・FAX ・電話・FAX・防災行政無線 ・電話・FAX ・電話・FAX ・電話・FAX
[4] 自衛隊災害派遣要請	(1)被害全体状況 死者・けが人(概数) 建物被害・道路被害 火災・延焼 ライフライン被害 避難状況	① 消防本部 ② 警察本部 ③ 区役所 ④ 各部局 ⑤ ライフライン各社 ⑥ マスコミ	・119番通報・消防無線・消防ヘリテレ ・110番通報 ・電話・防災行政無線 ・電話・防災行政無線 ・電話・FAX ・テレビ・ラジオ
[5] 広域応援要請	(1)被害全体状況 死者・けが人(概数) 建物被害・道路被害 火災・延焼 ライフライン被害 避難状況	① 消防本部 ② 警察本部 ③ 区役所 ④ 各部局 ⑤ ライフライン各社 ⑥ マスコミ	・119番通報・消防無線・消防ヘリテレ ・110番通報 ・電話・防災行政無線 ・電話・防災行政無線 ・電話・FAX ・テレビ・ラジオ
[6] 各局別緊急対応	(1)被害状況	● 各部局	・電話・FAX・防災行政無線
[7] 危険物の海上への流出		① 海上保安部 ② 警察本部 ③ 消防本部 ④ 港湾局	・118番通報 ・電話・FAX ・119番通報・消防無線・消防ヘリテレ ・電話・防災行政無線

資料 2-1-2 区別被害状況報告書 他

区別被害状況報告書 他

☆ 区別被害状況 ☆																
令和 年 月 日 時 分現在 (部報告) (その1)																
区分	種別		累計	東灘	灘	中央	兵庫	北	時	分現在	(部報告)	須磨	垂水	西		
人的被害	死者		人													
	行方不明者		人													
	負傷者	重傷	人													
		軽傷	人													
	避難指示(緊急)		棟													
			世帯													
			人													
	避難勧告		棟													
			世帯													
			人													
住家被害	全壊 全焼 流失		棟													
			世帯													
			人													
	半壊 半焼		棟													
			世帯													
			人													
	一部破損		棟													
			世帯													
			人													
	床上浸水		棟													
			世帯													
			人													
	床下浸水		棟													
			世帯													
			人													
人																
り災世帯数 ※1			世帯													
り災者数 ※1			人													
非住家	公共建物	全壊	棟													
		半壊	棟													
		一部	棟													
	その他	全壊	棟													
		半壊	棟													
		一部	棟													
その他	文教施設		箇所													
	病院		箇所													
	清掃施設		箇所													
	石油タンク	損壊	箇所													
		流失	箇所													
		移動	箇所													

各部情報連絡班→危機管理部情報班 ※1 全壊・全焼・流失・半壊・半焼・床上浸水の被害を受けた数。

☆ 区別被害状況 ☆

令和 年 月 日 時 分現在 (部報告)

(その2)

区分	種別		累計	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西
その他	田	流失・埋没	㊦									
		冠没	㊦									
	畑	流失・埋没	㊦									
		冠没	㊦									
	池	決壊	箇所									
		溢水氾濫	箇所									
	用水路決壊		箇所									
	頭首工決壊		箇所									
	河川	決壊	箇所									
		溢水氾濫	箇所									
	橋梁	流失	箇所									
		破損	箇所									
	砂防		箇所									
	道路	崩壊	箇所									
		閉塞	箇所									
	溝溢水		箇所									
	樹木倒壊		本									
	堰倒壊		箇所									
	崖くずれ	土砂	箇所									
		石垣	箇所									
	地すべり		箇所									
	港湾		箇所									
	船舶	沈没	隻									
		破損	隻									
		座礁	隻									
	防潮堤損壊		箇所									
電気停電		戸										
ガス供給停止		戸										
水道		戸										
電話不通		回線										
鉄道不通		箇所										
火災発生 ※2	建物 危険物 その他	建物	件									
		危険物	件									
		その他	件									
その他 被害なし												

各部情報連絡班→危機管理部情報班 ※2 災害に起因して発生した火災のみの件数。

様式 9

避難情報発令状況

P. _____		令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日							消防署	
No.	発令日時	避難情報種別	場所	棟数	世帯数	人員	発令理由	避難先	報告時分	
									時	分
									時	分
									時	分
									時	分
									時	分

様式 10

死者調査速報

P. _____					令和 年 月 日					消防署	
No.	災害状況 管理番号	住所	氏名	年令	性別	被災場所	被災日時	発見場所	発見時分	原因	報告時分
					男						時 分
					女						
					男						時 分
					女						
					男						時 分
					女						
					男						時 分
					女						
					男						時 分
					女						

■ 地震・津波対策編
[応急対応計画]

様式 1 1

行 方 不 明 者 調 査 速 報

P. _____ 令和 年 月 日 消防署

No.	災害状況 管理番号	住所	氏名	年令	性別	被災場所	被災日時	原因	結果	報告時分
					男					時 分
					女					時 分
					男					時 分
					女					時 分
					男					時 分
					女					時 分
					男					時 分
					女					時 分

様式 1 2

傷 者 調 査 速 報

P. _____ 令和 年 月 日 消防署

No.	災害状況 管理番号	住所	氏名	年令	性別	被災場所	被災日時	種別	傷病名	原因	処置概要	報告時分
					男			重傷				時 分
					女			軽傷				時 分
					男			重傷				時 分
					女			軽傷				時 分
					男			重傷				時 分
					女			軽傷				時 分
					男			重傷				時 分
					女			軽傷				時 分

災害救助に関する被害状況の報告（様式第2号）

* 全焼、半焼は、（ ）の内書きとする。 神戸市災害対策本部用紙 No10

(様式第3号)

() 關係被害状況 { 令和 年 月 日 時 分現在 中間報告 最終報告 } 調

[illegible]

– 251 –

[応急対応計画]

災害応急対策実施状況の報告（様式第4号）

[illegible]

(3) 今後の対策は、今後の実施日程、実施担当機械、実施場所、従事予定人員機材、作業内容等を記入すること

資料 2-1-6 被害種別認定基準

被害種別認定基準

被害種別			定 義
人的被害	死 者		当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者。
	行 方 不 明 者		当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負 傷 者	重 傷	災害のため負傷し医師の治療を受けた者、又は受ける必要のある者のうち、1月以上の治療を要する見込みの者。
		軽 傷	災害のため負傷し医師の治療を受けた者、又は受ける必要のある者のうち、1月未満で治療できる見込みの者。
住家被害	住 家		現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全 壊 (全焼・流失)		住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失、もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。
	半 壊 (半 焼)		住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には損壊部分がその住家の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその時価の20%以上50%未満のもの。
	一 部 破 損		損壊の程度が全壊及び半壊に至らないもので、補修を要する程度のもの。但し、ガラスが数枚破損した程度のごく小さな破損は除く。
	床 上 浸 水		浸水が住家の床上に浸水したもの、及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積のため一時的に居住することができないもの。
	床 下 浸 水		床上浸水に至らない程度に浸水したもの(土砂、竹木等を含む)。
り 災 世 帯			災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
り 災 者			り災世帯の構成員とする。
非住家	非 住 家		住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただしこれらの施設に常時人が居住している場合には当該部分は住家とする。
	公 共 建 物		官公署、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
非住家	そ の 他 建 物		公共建物以外の建物（倉庫、土蔵、車庫等）とする。
	全 壊		住家の全壊（全焼・流失）に同じ。
	半 壊		住家の半壊（半焼）に同じ。
	一 部 破 損		住家の一部破損と同じ程度のもの。及び床上・床下浸水を含む。
その他	文 教 施 設		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病 院		医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業をなす場所であって、患者20人以上の収容施設を有するもの。
	清 掃 施 設		ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。
	石 油 タ ン ク	損 壊	高潮その他の原因により石油タンクに破損を生じ、修理を必要とする状態。
		流 失 移 動	高潮その他の水勢に石油タンクが押し流されたり、移動した状態。
	田	流 埋 失 没	水がひいた後、そのまま耕作をなし得ない状態。
		冠 水	水がひいた後、そのまま耕作をなし得る状態。
	畑	流 埋 失 没	水がひいた後、そのまま耕作をなし得ない状態。
		冠 水	水がひいた後、そのまま耕作をなし得る状態。
	池	決 壊	堤防が破壊され池の流水がその部分より流出する状態。
		溢 水 氾 濫	堤防が決壊せずに池の水面が堤防の法面を越えて周辺に水が溢れる状態。

■ 地震・津波対策編
[応急対応計画]

被害種別			定 義
	用 排 水 路 決 壊		用排水路が決壊し通水不能になったもの。
	頭 首 工 決 壊		灌漑用水施設としての頭首工の決壊により、用水の取水が不能となったもの。
	河 川	決 壊	池の決壊に同じ。
		溢水氾濫	池の溢水氾濫に同じ。
その他	橋 梁	流 失	水勢、その他により橋脚又は橋梁の一部あるいは全部が流失、落橋し、一般の渡橋が不能になった状態（農道橋を含む）。
		破 損	橋梁の一部が損壊し、流失、落橋に至らない程度に被害を受けたもので、応急的に修理を要するもの（農道橋を含む）。
	砂 防		砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、又は同法第3条の2によって同法が準用される天然の河岸とする。
	道 路	崩 壊	路面、路肩、法面が損壊され通行不能の状態（農道含む）。
		閉 塞	土砂の流出、家屋・樹木倒壊、岩石の落下等により通行不能の状態（農道含む）。
	溝 溢 水		溝渠等の配水能力を超えて道路、その他敷地に水の溢れる状態。
	樹 木 倒 壊		街路樹や公園の樹木が倒壊、半倒壊あるいは折損した状態。
	塀 倒 壊		全長の50%以上が倒壊した状態。
	崖 崩 れ	土 砂	雨水により土砂が流出した状態（山崩れ、崖崩れを含む）。
		石 垣	石垣又は擁壁の崩壊した状態。
	地 す べ り		雨水等によって地すべりを起し、上物の存在が保てないか、もしくは保てないことが予想されるもの。
	港 湾		港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、係留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	船 舶	沈 没	風水害等が原因となり沈没したもの。
		破 損	風水害等が原因となり破損したもの。
		座 礁	風水害等が原因となり座礁したもの。
	防 潮 堤 損 壊		波浪その他の原因により護岸堤防等の破損した状態。
	電 気 停 電		災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガ ス 供 給 停 止		一般ガス導管事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	水 道		上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電 話 不 通		災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	鉄 道 不 通		汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
公 立 文 教 施 設			公立の文教施設とする。
農 林 水 産 業 施 設			農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
公 共 土 木 施 設			公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。
公 共 施 設 被 害			公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
その他	農 産 被 害		農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害		農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害		農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害		農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば海苔、魚介、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害		建物以外の商工被害で、例えば工業原料、商品、生産機械器具等とする。

(注) 崖崩れ、地すべり等により生じた道路に係る被害については、道路崩壊、道路閉塞として記入する。

資料 2-1-7 気象庁震度階級関連解説表

気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的な内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている大半の人が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいるほとんどの人が揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている大半の人が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがある、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物(住宅)の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	①耐震性が高い	②耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	①耐震性が高い	②耐震性が低い
5 強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※¹ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※² 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※³ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度 5 弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある。※
断水、停電の発生	震度 5 弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。※
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度 4 程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度 6 弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度 5 弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度 6 強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうち、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

■ 地震・津波対策編

[応急対応計画]

資料 2-1-8 地震情報・津波情報の種類と内容

地震情報・津波情報の種類と内容

●地震に関する情報

地震発生後、新しいデータが入るにしたがって、順次以下のような情報を発表する。

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度 3 以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度 1 以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表(地震発生から 10 分後程度で 1 回発表)。
遠地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ※ ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。※ ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は 1 時間半～2 時間程度で発表

地震情報の種類	発表基準	内容
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。

●緊急地震速報（警報）の実施および実施基準等

気象庁は、震度 5 弱以上または長周期地震動階級 3 以上を予想した場合に、震度 4 以上または長周期地震動階級 3 以上を予想した地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、緊急地震速報（警報）のうち、震度 6 弱以上または長周期地震動階級 4 を予想した場合は、地震動特別警報に位置づけられている。

（注）緊急地震速報は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

●津波警報・注意報

ア．大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えると見込まれる巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する予想される津波の高さは「巨大」や「高い」という言葉を用いて、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ^(注)等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m 超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置づけている。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ．津波警報等の留意事項等

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。

● 津波に関する情報

ア. 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 ^(注1)	各津波予報区の津波の到達予想時刻 ^(注2) や予想される津波の高さを発表 [発表される津波の高さの値は、(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等) 参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 ^(注3)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 ^(注4)

(注1) 「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML 電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)に含まれる。

(注2) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(注3) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1 m 超	数値で発表
	1 m 以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m 以上	数値で発表
	0.2m 未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(注4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。

- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

発表中の 津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

イ 津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- ・津波の高さは、地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき (注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(注)「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)で発表される。

津波予報区（下図）

神戸市の予報区域の名称は「兵庫県瀬戸内海沿岸」



■ 地震・津波対策編

[応急対応計画]

●南海トラフ地震に関連する情報

「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※ すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

資料 2-2-1 報道機関一覧表

報道機関一覧表

社 名	所 在 地	電 話
朝日新聞社神戸総局	中央区浪花町60 神戸朝日ビル7階	331-4144
毎日新聞社神戸支局	中央区栄町通 4 丁目 3 - 5 毎日新聞神戸ビル 2 階	371-3221
読売新聞社神戸総局	中央区栄町通 1 丁目 2 - 10 読売神戸ビル 3 階	333-5115
産経新聞社神戸総局	中央区多聞通 4 丁目 1-5	351-1771
神戸新聞社	中央区東川崎町 1 丁目 5 - 7 神戸情報文化ビル13階	362-7040 (報道部)
NHK神戸放送局	中央区中山手通 2 丁目 24- 7	252-5100 *028-987-33
日本経済新聞社神戸支社	中央区京町69三宮第一生命ビルディング 4 階	321-0130
時事通信社神戸総局	中央区栄町通 4 丁目 3 - 5 毎日新聞神戸ビル 6 階	362-5606
共同通信社神戸支局	中央区東川崎町 1 丁目 5 - 7 神戸情報文化ビル10階	361-7922
日刊工業新聞社神戸支局	中央区海岸通 2 丁目 1 - 2 共栄ビル 8 階	321-1731
ラジオ関西	中央区東川崎町 1 丁目 5 - 7 神戸情報文化ビル 7 階	362-7380 *028-988-33
毎日放送神戸支局	中央区江戸町95 井門ビル13階	332-2841
朝日放送神戸支局	中央区浪花町60 神戸朝日ビル10階	391-5311
関西テレビ放送神戸分室	中央区三宮町 2 丁目 11- 1 センタープラザ西館 5 階515号	331-9001
読売テレビ放送神戸支局	中央区栄町通 1 丁目 2 - 10 読売神戸ビル 4 階	332-3256
サンテレビジョン	中央区東川崎町 1 丁目 1 - 1	360-0343 *028-989-33

*は兵庫県衛星通信ネットワーク番号

資料 4-1-1 救助資機材一覧表

救助資機材一覧表

神戸市消防局

省令別表第1

分 類	品 名
一般救助用器具	かぎ付はしご
	三連はしご
	金属製折りたたみはしご又はワイヤはしご
	空気式救助マット
	救命索発射銃
	サバイバースリング又は救助用縛帯
	平担架
	ロープ
	カラビナ
	滑車
重量物排除用器具	油圧ジャッキ
	油圧スプレッダー
	可搬ウィンチ
	ワイヤロープ
	マンホール救助器具
	救助用簡易起重機
切断用器具	油圧切断機
	エンジンカッター
	ガス溶断器
	チェーンソー
	鉄線カッター
破壊用器具	万能斧
	ハンマー
	携帯用コンクリート破壊器具
検知・測定用器具	生物剤検知器
	化学剤検知器
	可燃性ガス測定器
	有毒ガス測定器
	酸素濃度測定器
呼吸保護用器具	放射線測定器
	空気呼吸器
	空気補充用ポンペ
隊員保護用器具	革手袋
	耐電手袋
	安全帯
	防塵メガネ
	携帯警報器
	防毒マスク
	化学防護服
	陽圧式化学防護服
	耐熱服
	放射線防護服（個人線量計を含む）
検索用器具	簡易画像探索機
除染用器具	除染シャワー
	除染剤散布器
水難救助用器具	潜水器具一式
	流水救助器具一式
	救命胴衣
	水中投光器
	救命浮環
	浮標

分 類	品 名
水難救助用器具	救命ボート
	船外機
	水中スクーター
	水中無線機
	水中時計
	水中テレビカメラ
山岳救助用器具	登山器具一式
	バスケット担架
その他の救助用器具	投光器一式
	携帯投光器
	携帯拡声器
	携帯無線機
	応急処置用セット
	車両移動器具
	その他の携帯救助工具

省令別表第2

重量物排除用器具	マット型空気ジャッキ一式
	大型油圧スプレッダー
	救助用支柱器具
	チェーンブロック
切断用器具	空気鋸
	大型油圧切断機
	空気切断機
	コンクリート・鉄筋切断用チェーンソー
破壊用器具	削岩機
	ハンマドリル
呼吸保護用器具	酸素呼吸器
	簡易呼吸器
	防塵マスク
	送排風機
隊員保護用器具	エアラインマスク
	耐電衣
	耐電スポン
	耐電長靴
その他の救助用器具	特殊ヘルメット
	緩降機
	ロープ登降機
	救助用下降機
	発電機

省令別表第3

高度救助用器具	画像探索機
	地中音響探知機
	熱画像直視装置
	夜間用暗視装置
	地震警報器
	電磁波探査装置
	二酸化炭素探査装置
	水中探査装置
	検知型遠隔探査装置

資料 4-2-1 阪神・淡路大震災時の主な救護所設置場所一覧表（東灘～須磨区6区分）

阪神・淡路大震災時の主な救護所設置場所一覧表（東灘～須磨区6区分）

区	設置場所	区	設置場所	区	設置場所	区	設置場所
東灘区	御影北小学校	灘区	高羽小学校	中央区	神戸生田中学校	長田区	長田区新庁舎
	御影小学校		六甲小学校		楠中学校		蓮池小学校
	御影中学校		灘小学校		若菜小学校		県立文化体育館
	御影高校		成徳小学校		雲中小学校		御蔵小学校
	御影公会堂		西郷小学校		筒井台中学校		長田公民館
	住吉小学校		徳井会館		下山手市住		長田南小学校
	甲南小学校		福住小学校		八雲老人いこいの家		真野小学校
	魚崎小学校		稗田小学校		葺合保育所		真陽小学校
	本山第二小学校		摩耶小学校		湊川多聞小学校		駒ヶ林中学校
	本山中学校		西灘小学校		弁護士会館		長楽小学校
	甲南大学		青陽東養護学校 (現、青陽灘高等 支援学校)		葺合高校		西神戸朝鮮学校
	本山南中学校		寿公園	兵庫区	上筒井小学校		育英高校
	本山第一小学校		上野中学校		葺合中学校		池田小学校
	本山第三小学校		灘区民ホール		港島中学		長田工業高校
	福池小学校		浜田公園		旭中央住宅		宮川小学校
	本山南小学校		烏帽子中学校		水木小学校		大橋中学校
	東灘小学校		王子スポーツセンター		湊川中学校		荻藻中学校
	深江見付住宅		西灘保育所		兵庫中学校		二葉小学校
	住吉中学校		篠原会館		兵庫工業高等学校		たかとり教会
	神戸商業高校		神戸高校		神港高等学校		名倉小学校
	本庄中学校		鷹匠中学校		荒田小学校		新長田勤労市民 センター
	魚崎中学校		デイホーム六甲		兵庫勤労市民 センター		西代中学校
	赤塚山高校		鶴甲地域福祉 センター		平野小学校		西代YMCA
	神大附属小・中 学 校	中央区	吾妻小学校		会下山小学校	須磨区	大黒小学校
	本庄小学校		小野柄小学校		東山小学校		坂宿小学校
	住之江公民館		春日野小学校		大開小学校		東須磨小学校
	灘高校		宮本小学校		朋親小学校		大田中学校
	東灘体育館		葺合総合会館		鶴越小学校		鷹取中学校
	神戸商船大白鷗寮		二宮小学校	長田区	五位の池小学校		須磨区役所
	神戸商船大(学舎)		湊小学校		高取台中学校		須磨高校
	御影工業高校		神戸諏訪山小学校		夢野台高校		若宮小学校
	渦が森小学校		北野小学校		兵庫高校		マリスト
	本庄地域福祉 センター		山の手小学校		室内小学校		飛松中学校
	住吉公園		中央区役所・勤労会館		長田小学校		北須磨小学校
			下山手小学校		長田高等学校		睦学園

資料 5-5-1 消防団の組織及び人員数

消防団の組織及び人員数

(R4. 10時点)

資料

消防団 支団	分団数	班数	団員数	積載車	小型動力 ポンプ	消防協 力艇	器具庫 詰所
東 灘	10		150	10(うちP車2)	10		10
灘	8		150	3	8		8
中 央	10		170	1	10		10
兵 庫	6		150	3	6		6
長 田	8		150	1	8		8
須 磨	8		150	1	8		8
垂 水	9		170	9	9		8
水 上	4		120	1	4	8	4
小 計	63		1,210	29	63	8	62
北 区	有馬	3	4	65	4	4	4
	有野	6	8	170	8	8	8
	山田	11	14	315	14	14	14
	道場	4	6	135	6	6	6
	八多	6	8	170	8	8	8
	大沢	6	7	125	7	7	7
	長尾	4	5	105	5	5	5
	淡河	9	15	275	15	15	15
北小計	49	67	1,360	67	67		67
西 区	玉津	8	14	242	14	14	14
	伊川谷	8	17	232	17	17	17
	櫛谷	4	9	145	9	9	9
	部谷	6	11	164	11	11	11
	平野	5	12	174	12	12	12
	神出	9	18	261	18	18	18
	岩岡	8	14	212	14	14	14
西小計	48	95	1,430	95	95		95
合 計	160	162	4,000	191	225	8	224

9-4-1 救援物資の集積・配送拠点及び臨時倉庫

救援物資の集積・配送拠点及び臨時倉庫

	広域防災拠点名称	臨時倉庫名称	位 置
陸上輸送の受入拠点 (集積・配送拠点)	協定事業者の物流施設	—	—
	王子公園		灘 区
	御崎公園		兵 庫 区
	総合運動公園	グリーンアリーナ	須 磨 区
	北神戸田園スポーツ公園	体育館	北 区
	しあわせの村	体育館	北 区
海上輸送の受入拠点	東部工区地区	後 背 地 事 業 者	東 灘 区
	六甲アイランド地区		東 灘 区
	摩耶ふ頭地区		灘 区
	新港東ふ頭地区		中 央 区
	ポートアイランド地区		中 央 区
	兵庫ふ頭地区		兵 庫 区
航空輸送の受入拠点	神戸空港	中央区	中 央 区

■ 地震・津波対策編

[応急対応計画]

資料 9-4-2 防災拠点施設一覧

施設名	住所	神戸市											中央防災会議幹事会					兵庫県		
		神戸市地域防災計画(※2)											東南海・南海地震(※1)					兵庫県 地域防災計画		
		広域防災拠点			経済観光局		消防局	自衛隊	危機管理室			福祉局	活動拠点(※3)			広域 物資 拠点 (※4)	広域防災拠点			
					備蓄拠点				緊急避難 場所 (屋外)	緊急避難 場所 (屋内)	避難所								災害 ボランティア センター	
		広域 緊急 輸送 拠点	集積・ 配送 拠点	臨時 倉庫	活動 拠点	地域 備蓄 拠点	総合 備蓄 拠点	離着陸場 (臨時含む)				ヘリ活動 拠点								
東灘区																				
東灘小学校	東灘区深江北町 2-4-1						○						○	○						
本庄小学校・グラウンド	東灘区青木 4-4-1						○						○	○	○					
本庄中学校・グラウンド	東灘区青木 4-4-2						○						○	○	○					
東灘高校	東灘区深江浜町 50						○							○	○					
神戸大学海洋政策科学部	東灘区深江南町 5-1-1						○							○	○					
魚崎小学校	東灘区魚崎中町 4-10-8						○							○	○					
灘中・高校	東灘区魚崎北町 8-5-1						○							○	○					
本山第一小学校	東灘区本山北町 3-10-1						○							○	○					
甲南女子中・高校	東灘区森北町 5-6-1													○	○					
甲南女子大学	東灘区森北町 6-2-23													○						
神戸薬科大学	東灘区本山北町 4-19-1						○							○	○					
本山第二小学校・グラウン ド	東灘区西岡本 1-3-1						○						○	○	○					
本山中学校・グラウンド	東灘区岡本 3-3-1						○						○	○	○					
甲南大学	東灘区岡本 8-9-1							○						○	○					
本山第三小学校	東灘区本山中町 1-2-35						○							○	○					
住吉小学校・グラウンド	東灘区住吉東町 4-1-31						○						○	○	○					
東灘区役所	東灘区住吉東町 5-2-1															○				
住之江公民館	東灘区住吉宮町 2-2-3													○	○					
住之江公民館別館	東灘区住吉宮町 2-1-3													○	○					
呉田会館	東灘区住吉南町 4-6-23						○							○	○					
御影小学校・グラウンド	東灘区御影石町 3-1-1						○						○	○	○					
御影高校	東灘区御影石町 4-1-1													○	○					
御影公会堂	東灘区御影石町 4-4-1						○							○	○					
御影北小学校	東灘区御影山手 1-12-1						○							○	○					
頌栄短期大学	東灘区御影山手 1-18-1						○							○	○					
鴻が森小学校・グラウンド	東灘区鴻森台 1-12-1						○						○	○	○					
幼保連携型認定こども園同 朋住吉台こども園	東灘区住吉台 25-7													○						
六甲アイランド小学校	東灘区向洋町中 2-7						○							○	○					
向洋中学校	東灘区向洋町中 2						○							○	○					
六甲アイランド高校	東灘区向洋町中 4-4						○							○	○					
福池小学校・グラウンド	東灘区本山南町 4-4-28						○						○	○	○					
本山南小学校	東灘区本山南町 8-2-1						○							○	○					
神戸大学白鷗寮	東灘区本山南町 1-4-50						○							○	○					
向洋小学校	東灘区向洋町中 6						○							○	○					
甲南小学校	東灘区住吉本町 1-12-1						○							○	○					
神大附属中等教育学校・グ ラウンド	東灘区住吉山手 5-11-1						○						○	○	○					
本山南中学校・グラウンド	東灘区田中町 4-12-1						○						○	○	○					
住吉中学校	東灘区住吉山手 1-11-1						○							○	○					
御影中学校・グラウンド	東灘区御影中町 5-1-1						○						○	○	○					
魚崎中学校・グラウンド	東灘区魚崎南町 1-2-1						○						○	○	○					
東灘体育館	東灘区魚崎南町 6-5-11													○	○					
本庄中央公園	東灘区青木 5-18												○			○				
KOBE UNIVERSITY SPORTS FIELD	東灘区青木 4-1												○							
住吉宮町公園	東灘区住吉宮町 3-2												○							
住吉公園	東灘区住吉宮町 3-3												○			○				
御影幼稚園グラウンド	東灘区御影石町 3-13-1												○							
小寄公園	東灘区本山南町 4-4												○							
手水公園	東灘区田中町 3-16												○							
御影公園	東灘区御影中町 5-1												○							
瀬戸公園	東灘区魚崎南町 1-2							○					○							
森公園	東灘区森南町 2-10												○							
東水環境センター	東灘区魚崎南町 2-1-23						○													

施設名	住所	神戸市												中央防災会議幹事会				兵庫県	
		神戸市地域防災計画(※2)												東南海・南海地震(※1)				兵庫県 地域防災計画	
		広域防災拠点				経済観光局		消防局	自衛隊	危機管理室			福祉局						
		陸・海・空				備蓄拠点		離着陸場 (臨時含む)	ヘリ活動 拠点	緊急避難 場所 (屋外)	緊急避難 場所 (屋内)	避難所	災害 ボランティア センター	活動拠点(※3)			広域 物資 拠点 (※4)	広域防災拠点	
		広域 緊急 輸送 拠点	集積・ 配送 拠点	臨時 倉庫	活動 拠点	地域 備蓄 拠点	総合 備蓄 拠点							警察	消防	自衛隊		要員宿泊 出動機能	物資集積 配送機能
神戸海星女子学院大学	東灘区青谷町 2-7-1						○												
御影クラッセ	東灘区御影中町 3-998					○													
東部工区地区		海	海		○														
六甲アイランド地区		海	海	海	○			○											
福井池公園	東灘区甲南町 1-2-12												○						
灘区																			
鶴甲小学校	灘区鶴甲 2-10-1					○						○	○						
神戸大学農学部	灘区六甲台町 1-1					○						○	○						
神戸大学工学部	灘区六甲台町 1-1					○						○	○						
神戸大学大学院人間発達 環境学研究科	灘区鶴甲3-11					○						○	○						
鶴甲会館	灘区鶴甲 3-4-1													○					
鶴甲公園	灘区鶴甲 3-4-1													○					
神戸松蔭女子学院大学	灘区篠原伯母野山町 1-2-1											○							
護国神社前公園	灘区篠原北町 4-5													○					
大月台公園	灘区篠原台 18													○					
新在家公園	灘区新在家南町 3-5													○					
成徳小学校・グラウンド	灘区備後町 1-3-1					○				○	○	○							
高羽小学校	灘区高羽町 3-11-11					○						○	○						
親和女子高等学校・親和中 学校	灘区土山町 6-1											○							
西郷小学校	灘区大石東町 6-2-1					○						○	○						
六甲小学校	灘区八幡町 4-4-1					○						○	○						
福住小学校	灘区福住通 7-1-1					○						○	○						
神戸高校	灘区城の下通 1-5-1											○	○						
王子公園	灘区王子町 2-1 他	陸	陸		○	○		○	○	○	○	○		○	○	○			
西灘小学校	灘区船寺通 3-4-1					○						○	○						
原田中学校	灘区船寺通 2-4-1					○						○	○						
稗田小学校	灘区岸地通 4-2-1					○						○	○						
美野丘小学校	灘区箕岡通 1-3-17					○						○	○						
上野中学校	灘区国玉通 1-1-1					○						○	○						
摩耶小学校	灘区畑原通 4-1-1					○						○	○						
灘小学校	灘区千旦通 1-5-1					○						○	○						
都賀川公園	灘区千旦通 4-3-9													○					
六甲山小学校	灘区六甲山町北六甲 4512-42					○						○	○						
鷹匠中学校	灘区高徳町 2-2-19					○						○	○						
烏帽子中学校	灘区烏帽子町 1-2-1					○						○	○						
長峰中学校	灘区長峰台 2-2-1					○						○	○						
灘の浜小学校	灘区摩耶海岸通 2-2-1					○						○	○						
神戸大学	灘区六甲台町 1-1									○									
成徳公園	灘区備後町 1-3									○									
大和公園	灘区中郷町 5-1 他									○									
六甲風の郷公園	灘区六甲町 2-4-25									○									
六甲道南公園	灘区桜口 4 他									○				○					
灘区役所	灘区桜口町 4-2-1													○					
西郷川河口公園	灘区摩耶海岸通 2-1									○									
摩耶海岸通公園	灘区摩耶海岸通 1-2									○									
灘区文化センター	灘区深田町 4-1-39					○													
青陽灘高等支援学校	灘区岩屋北町 6-1-1					○													
摩耶ふ頭地区		海	海	海	○														
神戸海星女子学院大学	灘区青谷町 2-7-1						○												
中央区																			
上筒井小学校・グラウンド	中央区野崎通 1-1-2					○				○	○	○							
筒井台中学校・グラウンド	中央区野崎通 1-1-3					○				○	○	○							
葦台高校・グラウンド	中央区野崎通 1-1-1					○				○	○	○							
宮本小学校	中央区宮本通 2-1-36					○						○	○						
科学技術高校	中央区臨浜町 1-4-70					○						○	○						

■ 地震・津波対策編

[応急対応計画]

施設名	住所	神戸市												中央防災会議幹事会				兵庫県	
		神戸市地域防災計画(※2)												東南海・南海地震(※1)				兵庫県 地域防災計画	
		広域防災拠点				経済観光局		消防局	自衛隊	危機管理室		福祉局							
						備蓄拠点		離着陸場 (臨時含む)	ヘリ活動 拠点	緊急避難 場所 (屋外)	緊急避難 場所 (屋内)	避難所	災害 ボランティア センター	活動拠点(※3)			広域 物資 拠点 (※4)	広域防災拠点	
		陸・海・空			活動 拠点	地域 備蓄 拠点	総合 備蓄 拠点												
		広域 緊急 輸送 拠点	集積・ 配送 拠点	臨時 倉庫				警察	消防	自衛隊	要員宿泊 出動機能	物資集積 配送機能							
葦合中学校	中央区熊内町 1-4-28					○						○	○						
春日野小学校	中央区宮本通 7-1-6					○						○	○						
宮本公園	中央区宮本通 3-1-6													○					
なぎさ小学校・グラウンド	中央区臨浜海岸通 2-4-1					○						○	○	○					
渚中学校・グラウンド	中央区臨浜海岸通 2-1-1					○						○	○	○					
雲中小学校	中央区熊内町 3-1-7					○							○	○					
神若公園	中央区国香通 4-2-11													○					
布引中学校	中央区熊内町 6-7-1					○							○	○					
雲中公園	中央区熊内町 3-1													○					
生田川公園	中央区若菜通 6-5													○					
中央小学校	中央区神若通 7-1-1					○							○	○					
コミスタこうべ(生涯学習支援センター)	中央区吾妻通 4-1-6					○							○	○					
葦合公民館	中央区真砂通 2-1-1					○							○	○					
磯上体育館	中央区八幡通 2-1-38					○							○	○					
こうべ市民福祉交流センター	中央区磯上通 3-1-32												○		○				
こうべ小学校	中央区中山手通 4-23-2					○							○	○					
浄福寺	中央区北野町 4-11-19												○						
海外移住と文化の交流センター	中央区山本通 3-19-8					○							○	○					
神戸生田中学校	中央区北長狭通 4-10-1					○							○	○					
山の手小学校	中央区中山手通 7-31-1					○							○	○					
中央図書館	中央区楠町 7-2-1					○							○	○					
湊翔楠中学校・グラウンド	中央区楠町 4-2-5					○						○	○	○					
中央体育館	中央区楠町 4-1-1					○							○	○					
湊小学校	中央区東川崎町 1-4-1					○							○	○					
産業振興センター	中央区東川崎 1-8-4					○							○						
こうべまちづくり会館	中央区元町通 4-2-14					○							○	○					
中公園	中央区港島中町 1													○					
義務教育学校港島学園	中央区港島中町 3-2-2					○							○	○					
神戸国際展示場	中央区港島中町 6-11-1					○							○	○					
ワールド記念ホール	中央区港島中町 6-12-2					○							○	○					
ポートアイランドスポーツセンター	中央区港島中町 6-12-1												○	○					
バンドー神戸青少年科学館	中央区港島中町 7-7-6					○							○	○					
神戸学院大学	中央区港島 1-1-3						○						○	○					
なぎさ公園	中央区臨浜海岸通 1-2				○								○			○	○	○	
臨浜海岸通公園	中央区臨浜海岸通 4-2												○						
東遊園地	中央区加納町 6-4												○						
中央区役所	中央区東町 115														○				
磯上公園	中央区八幡通 2-1												○			○			
メリケンパーク	中央区波止場町 2												○						
大倉山公園	中央区楠町 7-4												○			○			
生田川公園(HATゆめ公園)	中央区臨浜海岸通 3												○						
神戸震災復興記念公園(みなとのもり公園)	中央区小野浜町 3						○						○						
大倉山駅構内倉庫(地下鉄山手線)	中央区楠町 3						○												
人と防災未来センター	中央区臨浜海岸通 1-5-2					○													
葦合公民館別館	中央区南本町通 5-1-5					○													
市立盲学校	中央区東川崎町 1-4-2					○													
神戸空港	中央区		空	空		○			○	○					○	○	○		
新港東ふ頭地区			海	海	海	○													
ポートアイランド地区			海	海	海	○													
神戸東部新都心																		○	○
兵庫県																			
神戸祇園小学校	兵庫区下三条町 11-1					○							○	○					
ネイチャースタジオ	兵庫区雪御所町 2-18-201												○						
建設局中央水環境センター 鈴蘭台処理場	兵庫区烏原町字譲原												○	○					

施設名	住所	神戸市												中央防災会議幹事会				兵庫県		
		神戸市地域防災計画(※2)												東南海・南海地震(※1)				兵庫県 地域防災計画		
		広域防災拠点				経済観光局		消防局	自衛隊	危機管理室			福祉局							
						備蓄拠点		離着陸場 (臨時含む)	ヘリ活動 拠点	緊急避難 場所 (屋外)	緊急避難 場所 (屋内)	避難所	災害 ボランティア センター	活動拠点(※3)			広域 物資 拠点 (※4)	広域防災拠点		
		陸・海・空	活動 拠点	地域 備蓄 拠点	総合 備蓄 拠点															
		広域 緊急 輸送 拠点				集積・ 配送 拠点	臨時 倉庫	警察	消防	自衛隊										
友生支援学校	兵庫区夢野町 1-1-1					○						○	○							
夢野中学校・第2グラウン ド	兵庫区鶴越町 10-1					○						○	○	○						
夢野こどもホーム	兵庫区夢野町 4-3-13												○							
夢野の丘小学校	兵庫区東山町 4-20					○							○	○						
会下山小学校	兵庫区上沢通 1-3-26					○							○	○						
湊川中学校(楠高校)	兵庫区松本通 1-1-1					○							○	○						
神港橋高等学校	兵庫区会下山町 3-16-1					○							○	○						
兵庫大開小学校	兵庫区大開通 4-1-39					○							○	○						
水木小学校	兵庫区水木通 9-1-8					○							○	○						
兵庫中学校	兵庫区永沢町 4-3-36					○							○	○						
明観小学校	兵庫区須佐野通 4-1-19					○							○	○						
須佐野中学校	兵庫区松原通 1-1-44					○							○	○						
和田岬小学校	兵庫区和田宮通 6-1-18					○							○	○						
兵庫工業高校	兵庫区和田宮通 2-1-63												○	○						
浜山小学校	兵庫区材木町 4-2					○							○	○						
吉田中学校	兵庫区吉田町 1-5-1					○							○	○						
高齢者ケアセンターひょうご	兵庫区里山町 1-48												○							
湊川公園	兵庫区荒田町 1-20											○							○	
兵庫区役所	兵庫区荒田町 1-21-1																		○	
荒田公園	兵庫区荒田町 2-19												○						○	
夢野台公園	兵庫区滝山町												○							
会下山公園	兵庫区会下山町 3												○							
会下山配水場	兵庫区湊川町 10												○							
チャンネルタウン広場(駅前)	兵庫区駅南通 5-1												○							
兵庫駅南公園	兵庫区駅南通 5-2								○				○							
正慶町公園	兵庫区駅南通 4-1												○							
チャンネルタウン広場(西)	兵庫区駅南通 5-2												○							
御崎公園	兵庫区御崎町 1-2		陸	陸		○			○				○							
菊水公園	兵庫区菊水町 3												○						○	
ノエビアスタジアム	兵庫区御崎町 1-2-2						○													
兵庫ふ頭地区			海	海	海	○														
北区																				
鶴台中学校	北区ひよどり台 1-15-31					○							○	○						
ひよどり台小学校	北区ひよどり台 3-3					○							○	○						
星和台中学校	北区星和台 1-6					○							○	○						
星和台小学校	北区星和台 6-21					○							○	○						
鈴蘭台中学校	北区北五葉 2-10-32					○							○	○						
北五葉小学校	北区北五葉 3-7-1					○							○	○						
藍那小河地域福祉センター	北区山田町藍那字下の町 77-8												○	○						
君影小学校	北区君影町 1-11-13					○							○	○						
南五葉小学校・グラウンド	北区南五葉 3-1-1					○							○	○	○					
鈴蘭台小学校	北区鈴蘭台南町 2-14-24					○							○	○						
小部小学校	北区鈴蘭台北町 3-8-1					○							○	○						
北区役所	北区鈴蘭台北町 1-9-1															○				
小部中学校	北区山田町小部字向井谷 23-1					○							○	○						
小部東小学校	北区鈴蘭台北町 7-11-22					○							○	○						
泉台小学校	北区泉台 3-1-4					○							○	○						
桜の宮小学校	北区若葉台 1-3-15					○							○	○						
桜の宮中学校	北区大脇台 6-1					○							○	○						
大原中学校	北区大原 1-19					○							○	○						
桂木小学校	北区桂木 1-2-5					○							○	○						
甲緑小学校	北区緑町 7-12-10					○							○	○						
箕谷小学校	北区松が枝町 1-11					○							○	○						
広陵小学校	北区筑紫が丘 2-9-1					○							○	○						
広陵中学校	北区小倉台 5-1-1					○							○	○						

■ 地震・津波対策編

[応急対応計画]

施設名	住所	神戸市											中央防災会議幹事会				兵庫県	
		神戸市地域防災計画(※2)											東南海・南海地震(※1)				兵庫県 地域防災計画	
		広域防災拠点				経済観光局		消防局	自衛隊	危機管理室		福祉局						
						備蓄拠点				離着陸場 (臨時含む)	ヘリ活動 拠点		緊急避難 場所 (屋外)	緊急避難 場所 (屋内)	避難所	災害 ボランティア センター		
		陸・海・空			活動 拠点	地域 備蓄 拠点	総合 備蓄 拠点	活動拠点(※3)				広域 物資 拠点 (※4)					広域防災拠点	
		広域 緊急 輸送 拠点	集積・ 配送 拠点	臨時 倉庫				警察	消防	自衛隊	要員宿泊 出動機能		物資集積 配送機能					
筑紫が丘小学校	北区筑紫が丘 3-4-1					○					○	○						
山田中学校	北区山田町下谷上字宮前 15					○					○	○						
谷上小学校	北区山田町下谷上字中上 16					○					○	○						
山田小学校	北区山田町中字長尾サ 1					○					○	○						
花山小学校	北区花山東町 3-1					○					○	○						
大池中学校	北区西大池 2-24-3					○					○	○						
大池小学校	北区西大池 2-24-1					○					○	○						
六甲が丘会館	北区東大池 1-5-8					○					○	○						
唐櫃中学校	北区唐櫃台 4-36-1					○					○	○						
唐櫃小学校	北区唐櫃台 2-39-1					○					○	○						
神戸北高等学校	北区唐櫃台 2-41-1					○					○	○						
有馬小学校	北区有馬町 1274					○					○	○						
五社ふれあい館	北区有野町有野 878-1										○	○						
有馬中学校	北区有野台 7-18					○					○	○						
ありの台小学校	北区有野台 5-2					○					○	○						
藤原台小学校	北区藤原台南町 1-13-1					○					○	○						
有野小学校	北区藤原台中町 3-17-1					○					○	○						
有野中学校	北区藤原台中町 5-2-1					○					○	○						
北神区役所	北区藤原台中町 1-2-1												○					
有野北中学校	北区藤原台北町 6-4-1					○					○	○						
JA兵庫六甲(神戸北文化センター)	北区有野中町 2-12-13					○					○	○						
西山小学校	北区西山 1-67					○					○	○						
西二郎集会所	北区有野町二郎 3446-2										○	○						
道場小学校	北区道場町塩田 1460					○					○	○						
生野自治会館	北区道場町生野 285										○	○						
平田自治会館	北区道場町平田 553										○	○						
生野高原安心コミュニティプラザ	北区道場町生野 1172-1022					○					○	○						
義務教育学校八多学園	北区八多町附物 876					○					○	○						
中公民館	北区八多町中 1177					○					○	○						
大沢小・中学校	北区大沢町中大沢 976					○					○	○						
上大沢ふれあい会館	北区大沢町上大沢 3080										○	○						
長尾小学校	北区上津台 3-4-1					○					○	○						
岩谷公会堂	北区長尾町上津 4604										○	○						
鹿の子台小学校	北区鹿の子台北町 6-34-1					○					○	○						
北神戸中学校	北区鹿の子台北町 2-8-1					○					○	○						
好徳小学校	北区淡河町野瀬 487					○					○	○						
淡河中学校	北区淡河町行原字中沢 179-2					○					○	○						
淡河小学校	北区淡河町萩原 524					○					○	○						
鈴蘭公園	北区南五葉 5-1										○			○				
鶴越墓園	北区山田町下谷上字中一里山 12-1										○							
フルーツ・フラワーパーク	北区大沢町上大沢字西谷					○	○											
しあわせの村	北区山田町下谷上字中一里山 14-1	陸	陸	陸	○		○		○					○	○	○	○	○
北神戸田園スポーツ公園	北区有野町二郎 753-1	陸	陸		○									○	○	○		
神戸青少年公園	北区				○									○	○	○		
長田区																		
室内小学校	長田区前原町 1-17-1					○					○	○						
長田公民館	長田区四番町 4-51					○					○	○						
長田区役所	長田区北町 3-4-3												○					
夢野台高校	長田区房王寺町 2-1-1										○	○						
名倉小学校	長田区房王寺町 4-7-15					○					○	○						
丸山中学校	長田区大丸町 2-17-1					○					○	○						
雲雀丘中学校	長田区雲雀ヶ丘 1-1-1					○					○	○						
丸山ひばり小学校	長田区西丸山町 3-2-1					○					○	○						
総合療育センター	長田区丸山町 2-3-50					○					○	○						

施設名	住所	神戸市												中央防災会議幹事会				兵庫県	
		神戸市地域防災計画(※2)												東南海・南海地震(※1)				兵庫県 地域防災計画	
		広域防災拠点				経済観光局		消防局	自衛隊	危機管理室			福祉局						
						備蓄拠点				離着陸場 (臨時含む)	ヘリ活動 拠点	緊急避難 場所 (屋外)		緊急避難 場所 (屋内)	避難所	災害 ボランティア センター			
		広域 緊急 輸送 拠点	集積・ 配送 拠点	臨時 倉庫	活動 拠点	地域 備蓄 拠点	総合 備蓄 拠点	活動拠点(※3)					広域 物資 拠点 (※4)				広域防災拠点		
警察	消防							自衛隊	要員宿泊 出動機能	物資集積 配送機能									
丸山コミュニティ・センター	長田区西丸山町 1-7-5						○					○	○						
宮川小学校	長田区長田町 4-1-1					○						○	○						
池田小学校	長田区池田上町 19					○						○	○						
西代中学校	長田区上池田 2-4-1					○						○	○						
長田高校	長田区池田谷町 2-5					○						○	○						
蓮池小学校・グラウンド	長田区大谷町 1-1-10					○					○	○	○						
神戸常盤大学	長田区大谷町 2-6-2					○						○	○						
長田小学校	長田区西山町 2-4-1					○						○	○						
高取台中学校	長田区高取山町 1-1-1					○						○	○						
育英高校	長田区長尾町 2-1-15					○						○	○						
五位の池小学校	長田区五位ノ池町 2-3-1					○						○	○						
御蔵小学校	長田区一番町 4-1					○						○	○						
真野小学校	長田区苅藻通 3-4-32					○						○	○						
長田中学校	長田区真野町 8-1					○						○	○						
長田南小学校・グラウンド	長田区神楽町 1-3-1					○					○	○	○						
駒ヶ林中学校・グラウンド	長田区若松町 7-1-23					○					○	○	○						
真陽小学校	長田区二葉町 1-5-5					○						○	○						
ふたば学舎	長田区二葉町 7-1-18					○						○	○						
駒ヶ林小学校	長田区野田町 6-1-16					○						○	○						
神楽公園	長田区細田町 1-2										○								
新湊川公園	長田区細田町 1										○								
西代蓮池公園	長田区蓮池町										○				○				
水笠通公園	長田区水笠通 2										○				○				
若松公園	長田区若松町 6-3										○				○				
駅前広場	長田区若松町 4-2										○								
須磨区																			
若宮小学校	須磨区若宮町 2-1-21					○						○	○						
鷹取中学校	須磨区青葉町 3-1-1					○						○	○						
南須磨公民館	須磨区青葉町 2-2-3					○						○	○						
西須磨小学校	須磨区行幸町 3-4-18					○						○	○						
須磨一ノ谷プラザ	須磨区一ノ谷町 5-2-1					○						○	○						
北須磨小学校	須磨区離宮西町 2-1-1					○						○	○						
だいち小学校・グラウンド	須磨区大池町 5-1-52					○					○	○	○						
太田中学校	須磨区大黒町 5-1-1					○						○	○						
須磨区役所	須磨区大黒町 4-1-1													○					
東須磨小学校	須磨区堀池町 1-2-1					○						○	○						
須磨体育館	須磨区中島町 1-2-2					○						○	○						
飛松中学校	須磨区大手町 8-4-25					○						○	○						
高倉台小学校	須磨区高倉台 4-1-1					○						○	○						
高倉中学校	須磨区高倉台 1-8-1					○						○	○						
板宿小学校	須磨区菊池町 1-1-1					○						○	○						
多井畑小学校	須磨区友が丘 3-106					○						○	○						
友が丘中学校	須磨区友が丘 7-283-1					○						○	○						
多井畑自治会館	須磨区多井畑字東所 22					○						○	○						
須磨友が丘高校	須磨区友が丘 1-1-5					○						○	○						
横尾小学校	須磨区横尾 5-3					○						○	○						
横尾中学校	須磨区横尾 2-1-2					○						○	○						
妙法寺小学校	須磨区妙法寺字桜界地 106-1					○						○	○						
神戸星城高校	須磨区緑ヶ丘 1-12-1					○						○	○						
南落合小学校	須磨区南落合 3-11-1					○						○	○						
竜が台小学校	須磨区竜が台 6-15-1					○						○	○						
竜が台中学校	須磨区竜が台 4-1					○						○	○						
菅の台小学校	須磨区菅の台 4-3-2					○						○	○						
花谷小学校	須磨区東落合 1-4-1					○						○	○						
東落合中学校	須磨区東落合 2-15-1					○						○	○						

■ 地震・津波対策編

[応急対応計画]

施設名	住所	神戸市												中央防災会議幹事会				兵庫県	
		神戸市地域防災計画(※2)												東南海・南海地震(※1)				兵庫県 地域防災計画	
		広域防災拠点				経済観光局		消防局	自衛隊	危機管理室			福祉局						
						備蓄拠点		離着陸場 (臨時含む)	ヘリ活動 拠点	緊急避難 場所 (屋外)	緊急避難 場所 (屋内)	避難所	災害 ボランティア センター	活動拠点(※3)			広域 物資 拠点 (※4)	広域防災拠点	
		陸・海・空	活動 拠点	地域 備蓄 拠点	総合 備蓄 拠点														
						広域 緊急 輸送 拠点	集積・ 配送 拠点	臨時 倉庫	警察	消防	自衛隊	要員宿泊 出勤機能	物資集積 配送機能						
殿津谷公園	須磨区東落合 2-16												○						
西落合小学校	須磨区西落合 7-1-3					○						○	○						
北須磨文化センター	須磨区中落合 3-1-2					○						○	○						
西落合中学校	須磨区西落合 4-1-1					○						○	○						
須磨翔風高校	須磨区西落合 1-1-5					○						○	○						
若草小学校	須磨区若草町 1-13					○						○	○						
須磨北中学校	須磨区東白川台 5-1-1					○						○	○						
東落合小学校	須磨区東落合 2-18-1					○						○	○						
松尾小学校	須磨区北落合 2-13-1					○						○	○						
神の谷小学校	須磨区神の谷 5-1-1					○						○	○						
白川小学校	須磨区白川台 7-3-2					○						○	○						
白川台中学校	須磨区白川台 1-25-2					○						○	○						
千歳公園	須磨区千歳町 2											○		○					
須磨海浜公園	須磨区若宮町 1 他											○		○					
須磨離宮公園	須磨区東須磨 1-1											○							
須磨浦公園	須磨区一ノ谷町 5											○		○					
妙法寺川公園	須磨区戸政町 1											○							
下中島公園	須磨区中島町 1											○		○					
鷹取公園	須磨区行平町 2-2													○					
妙法寺川左岸公園	須磨区大池町 5-1											○		○					
鷹取駅北公園	須磨区大池町 5-7											○							
神戸総合運動公園	須磨区緑台	陸	陸	陸	○		○	○						○	○	○			
垂水区																			
塩屋小学校	垂水区塩屋町 3-18-1					○						○	○						
塩屋中学校・グラウンド	垂水区塩屋町字大谷					○						○	○	○					
兵庫県自治研修所	垂水区塩屋町 5-3-1											○							
塩屋北小学校	垂水区塩屋北町 4-10-1					○						○	○						
下畑台小学校	垂水区桃山台 3-20					○						○	○						
桃山台中学校	垂水区桃山台 4-8					○						○	○						
下畑公会堂	垂水区下畑町字谷川 2120					○						○	○						
つつじが丘小学校	垂水区つつじが丘 3-1385-79					○						○	○						
福田小学校	垂水区乙木 3-3-1					○						○	○						
神戸聴覚特別支援学校	垂水区福田 1-3-1					○						○							
東垂水小学校	垂水区王居殿 2-5-25					○						○	○						
視覚特別支援学校	垂水区城が山 4-2-1											○							
乙木小学校	垂水区美山台 2-1-1					○						○	○						
垂水東中学校	垂水区青山台 3-4-1					○						○	○						
東垂水公民館	垂水区東垂水 1-1-1					○						○	○						
名谷小学校	垂水区名谷町 1896					○						○	○						
福田中学校	垂水区名谷町字猿倉 254					○						○	○						
高丸小学校	垂水区大町 2-6-9					○						○	○						
千鳥が丘小学校	垂水区千鳥が丘 3-10-37					○						○	○						
垂水小学校	垂水区日向 2-4-6					○						○	○						
垂水年金会館	垂水区平磯 1-2-5											○	○						
垂水体育館	垂水区平磯 1-1-56					○						○	○						
霞ヶ丘小学校	垂水区霞ヶ丘 4-6-16					○						○	○						
歌敷山中学校	垂水区歌敷山 2-4-1					○						○	○						
東舞子小学校	垂水区舞子台 4-10-1					○						○	○						
舞子小学校	垂水区西舞子 4-7-43					○						○	○						
西舞子小学校・グラウンド	垂水区狩口台 3-1-2					○						○	○	○					
舞子中学校・グラウンド	垂水区狩口台 3-1-1					○						○	○	○					
神陵台小学校	垂水区神陵台 3-1-1					○						○	○						
神陵台中学校	垂水区神陵台 3-1-2					○						○	○						
多聞台小学校	垂水区多聞台 3-9-29					○						○	○						
西脇小学校	垂水区西脇 1-8-6					○						○	○						
千代が丘小学校	垂水区上高丸 1-4-2					○						○	○						

施設名	住所	神戸市												中央防災会議幹事会				兵庫県	
		神戸市地域防災計画(※2)												東南海・南海地震(※1)				兵庫県 地域防災計画	
		広域防災拠点				経済観光局		消防局	自衛隊	危機管理室			福祉局	活動拠点(※3)				広域防災拠点	
		陸・海・空			活動 拠点	備蓄拠点		離着陸場 (臨時含む)	ヘリ活動 拠点	緊急避難 場所 (屋外)	緊急避難 場所 (屋内)	避難所	災害 ボランティア センター	警察	消防	自衛隊	広域 物資 拠点 (※4)	広域防災拠点	
		広域 緊急 輸送 拠点	集積・ 配送 拠点	臨時 倉庫		地域 備蓄 拠点	総合 備蓄 拠点											要員宿泊 出動機能	物資集積 配送機能
垂水中学校	垂水区上高丸 1-4-1					○						○	○						
本多聞中学校	垂水区本多聞 2-16-1					○						○	○						
舞多聞小学校	垂水区舞多聞西 5-11-12					○						○	○						
本多聞公園	垂水区本多聞 4-2													○					
多聞の丘小学校	垂水区本多聞 5-2-1					○						○	○						
小東山小学校	垂水区小東山 7-868-362					○						○	○						
星陵台中学校	垂水区星陵台 4-3-3					○						○	○						
星陵高校	垂水区星陵台 4-3-2					○						○	○						
神戸商業高校	垂水区星陵台 4-3-1					○						○	○						
多聞東小学校	垂水区学が丘 4-1-1					○						○	○						
多聞東中学校	垂水区学が丘 3-1-1					○						○	○						
舞子高校	垂水区学が丘 3-2											○	○						
青山台東公園	垂水区青山台 4-1									○									
垂水区役所	垂水区日向 1-5-1												○						
芝生公園	垂水区平磯 1							○		○									
平磯緑地	垂水区平磯 1							○		○									
垂水水産会館	垂水区平磯 3-125-26												○						
マリニピア神戸	垂水区海岸通 12	陸			○					○									
アジュール舞子	垂水区海岸通 11	陸			○			○		○									
舞子墓園	垂水区舞子陵 1-1									○									
矢元台公園	垂水区狩口台 2-7									○									
垂水健康公園	垂水区				○			○						○	○	○			
西水環境センター	垂水区平磯 1-1-65						○												
西区																			
太山寺小学校	西区伊川谷町前開 860					○						○	○						
伊川谷小学校	西区北別府 3-3-1					○						○	○						
長坂小学校	西区伊川谷町長坂 910-1					○						○	○						
長坂中学校	西区伊川谷町長坂 841-1					○						○	○						
伊川谷高校	西区伊川谷町長坂 910-5											○	○						
有瀬小学校	西区伊川谷町有瀬 1137-1				○							○	○						
伊川谷中学校	西区伊川谷町上脇 1005-2				○							○	○						
小寺小学校	西区学園西町 5-5				○							○	○						
兵庫県立大学	西区学園西町 8-2-1											○	○						
東町小学校	西区学園東町 5-5				○							○	○						
太山寺中学校	西区学園東町 2-2				○							○	○						
神戸市外国語大学	西区学園東町 9-1				○							○	○						
工業高等専門学校	西区学園東町 8-3				○							○	○						
井吹東小学校	西区井吹台東町 5-32				○							○	○						
井吹台中学校	西区井吹台西町 2-3				○							○	○						
井吹西小学校	西区井吹台西町 4-3				○							○	○						
井吹の丘小学校	西区井吹台北町 2-18				○							○	○						
春日台小学校	西区春日台 4-1				○							○	○						
平野中学校	西区春日台 2-20				○							○	○						
西体育館	西区春日台 5-436				○							○	○						
美賀多台小学校	西区美賀多台 6-1				○							○	○						
平野小学校	西区平野町宮前 301				○							○	○						
壱谷小学校	西区壱谷町池谷 203-2				○							○	○						
梶台小学校	西区梶台 3-32-1				○							○	○						
西区役所	西区梶台 5-4-1												○						
西神中央公園	西区梶台 6												○						
壱谷中学校	西区梶台 1-2				○							○	○						
狩場台小学校	西区狩場台 3-6-1				○							○	○						
竹の台小学校	西区竹の台 2-10-2				○							○	○						
西神中学校	西区竹の台 5-21				○							○	○						
梶野台小学校	西区梶野台 3-3-1				○							○	○						
木津小学校	西区桜が丘東町 5-149-31				○							○	○						

■ 地震・津波対策編

[応急対応計画]

施設名	住所	神戸市												中央防災会議幹事会				兵庫県		
		神戸市地域防災計画(※2)												東南海・南海地震(※1)				兵庫県 地域防災計画		
		広域防災拠点				経済観光局		消防局	自衛隊	危機管理室			福祉局	活動拠点(※3)				広域 物資 拠点 (※4)	広域防災拠点	
						備蓄拠点				緊急避難 場所 (屋外)	緊急避難 場所 (屋内)	避難所								
		陸・海・空			活動 拠点	地域 備蓄 拠点	総合 備蓄 拠点							離着陸場 (臨時含む)	ヘリ活動 拠点	警察	消防		自衛隊	
		広域 緊急 輸送 拠点	集積・ 配送 拠点	臨時 倉庫																
桜が丘小学校	西区桜が丘中町 3-3-2					○					○	○								
桜が丘中学校	西区桜が丘東町 2-11-1					○					○	○								
押部谷小学校	西区押部谷町福住 552-3					○					○	○								
北山小学校	西区北山台 3-26-1					○					○	○								
押部谷中学校	西区押部谷町押部 722					○					○	○								
月が丘小学校	西区月が丘 7-2					○					○	○								
高和小学校	西区押部谷町高和 565					○					○	○								
玉津第一小学校	西区小山 1-4-1					○					○	○								
出合小学校	西区中野 1-22-1					○					○	○								
王塚台中学校	西区王塚台 4-58					○					○	○								
枝吉小学校	西区枝吉 2-95					○					○	○								
高津橋小学校	西区玉津町高津橋 640-1					○					○	○								
玉津南公民館	西区玉津町上池 314					○					○	○								
玉津中学校	西区玉津町今津 364					○		○			○	○								
玉津支所	西区玉津町小山 180-3												○							
神出小学校	西区神出町田井 444					○					○	○								
神出中学校	西区神出町東 1167					○					○	○								
岩岡小学校	西区岩岡町古郷 267					○					○	○								
岩岡中学校	西区岩岡町古郷 249-1					○					○	○								
農業公園	西区押部谷町高和字性海寺山 1557-1				○		○	○						○	○	○				
神戸複合産業団地	西区				○									○	○	○				
高塚公園	西区				○									○		○				
神戸学院大学(有瀬キャンパス)	西区伊川谷町有瀬 518					○														

※1：「東南海・南海地震応急対策活動要領に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成19年3月、中央防災会議幹事会）

※2：「神戸市地域防災計画」

※3：活動拠点とは、部隊が被災地において活動するにあたって、宿直等を行うための拠点をいう。実際の被害状況を踏まえて最終的に決定することから、候補地としての位置づけである。

※4：広域物資拠点とは、非被災地域から被災地域へ物資を輸送する拠点である。

資料 11-1-1 緊急通行車両の事前届出及び確認手続等要領（通達から抜粋）

緊急通行車両の事前届出及び確認手続等要領（通達から抜粋）

第1 目的

この要領は、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 228 号。以下「災対法施行令」という。）第 33 条第 1 項又は大規模地震対策特別措置法施行令（昭和 53 年政令第 385 号。以下「地震法施行令」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づく緊急通行車両等として使用されるものであることの確認について、都道府県公安委員会が当該車両の需要数を事前に把握し、確認手続の省力化、効率化を図るため、あらかじめ緊急通行車両等として使用されるものに該当するかどうかの審査（以下「事前届出」という。）を行う場合の処理及び確認手続について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 災害対策基本法の規定に基づく緊急通行車両に係る取扱い

- 1 災害対策基本法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出 省略
- 2 事前届出の対象とする車両

都道府県公安委員会が行う災対法施行令第 33 条第 1 項の規定に基づく、確認の対象となる車両は、同令第 32 条の 2 第 2 号において「災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両」と規定されており、次のいずれにも該当する場合に事前届出を受理するものとする。

- (1) 災害時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

なお、同項では、災害応急対策は次の事項について行うものとされている。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ク 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

- (2) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

第3 大規模地震対策特別措置法の規定に基づく緊急輸送車両に係る取扱い

- 1 大規模地震対策特別措置法の規定に基づく緊急輸送車両の事前届出 省略
- 2 事前届出の対象とする車両

業務計画に基づき事前届出の対象となる車両は、次のいずれにも該当する車両とする。

- (1) 警戒宣言発令時において大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号。以下「地震法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として地震法第 21 条第 1 項の地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両であること。

なお、同法では、地震防災応急対策は次の事項について行うものとされている。

- ア 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項

■ 地震・津波対策編

[応急対応計画]

- ウ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- 工 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- オ 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- カ 緊急輸送の確保に関する事項
- キ 地震が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
- ク その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項
- (2) 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は警戒宣言発令時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

様式第2（第3条関係）

15

21

登録（車両）番号

緊急

有効期限 年 月 日

備考

- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色〔登録（車両）番号〕「有効期限」、「年」、「月」、「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長の単位は、センチメートルとする。

様式第3（第3条関係）

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		知 事 印 公安委員会 印
番号標に標示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通行目的		
通行経路		出発地
		目的地
備 考		

緊急通行車両の事前届出制度フローチャート

区分	流れ	手続等	備考
災害発生前の事前届出	<pre> graph TD A[申請者] --> B[警察署] B --> C[公安委員会
(交通規制課)] C --> D[警察署] D --> E[申請者] </pre>	○ 申請書類により届出 ○ 直接に警察本部に（交通規制課）へ ○ 申請書類の確認と警察本部（交通規制課）への送付 ○ 申請書類の審査と緊急通行事前届出済証の交付（本部から申請者へ又は警察署経由で申請者へ） ○ 緊急通行車両事前届出済証の交付代行 ○ 緊急通行車両事前届出済証の保管	※ 申請書類 ① 緊急通行車両事前届出書 ② 緊急通行車両一覧表 ③ 輸送協定書又は指定行政機関等の上申書 ④ 検査証等の写し
災害発生後の確認手続	<pre> graph TD A[対象車両
の使用（者）] --> B[警察本部（交通規制課
高速道路交通警察隊、
交通機動隊）、警察署
検問所、知事部局] B --> C[対象車両
の使用（者）] </pre>	○ 当該車両と緊急通行車両事前届出済証の提出 ○ 確認に必要な審査の省略 ○ 緊急通行車両事前届出済証の回収 ○ 緊急通行車両確認証明書と標章の交付 ○ 緊急通行道路（緊急輸送ルート）における通行の際の標章の掲示及び証明書の携帯	

資料 12-3-1 避難所における衛生確保指針

避難所における衛生確保指針

1. 食品衛生

(1) 弁当・パンの衛生管理

① 日付管理

検品時に日付表示をチェックし、表示の無いものは、記載を求めるとともに、消費期限を確認し、ダンボール箱等に明記すること。

また、喫食できると思われる時期を過ぎている食品は、配給しないこと。

② 保管

低温かつ清潔な場所に保管すること。直射日光や暖房されている場所を避け、ネズミ・ゴキブリ等の害を受けない場所に塵埃を避けて保管すること。

③ 保管責任者の設置

保管責任者を決め、衛生的な保管・配給に努めること。

④ 被災者への啓発

配給後は速やかに喫食するよう注意を喚起すること。

(2) 飲料水の衛生確保

① 飲用にはペットボトル入りミネラルウォーター又は煮沸水を使用し、生水の使用は避けること。

② 給水車による汲み置きの水は、できるだけ当日給水のものを使用すること。

③ 井戸水をやむを得ず使用する時は、煮沸等殺菌すること。

(3) ボランティア等による炊き出し

① 避難所の責任者の了解を得たうえで実施すること。

② 調理は衛生的な場所で行うこと。

③ 原則的には加熱するものとし、なま物は避けること。

④ 肉魚等は冷蔵保管すること。

⑤ 衛生管理責任者を決め、衛生的な食品の取扱いに努めること。

2. 環境衛生

(1) 室内環境

① 定期的に清掃を行うこと。

② 病気の者、高齢者に配慮しつつ、可能な限り換気を行うこと。

③ 分煙を奨励すること。

(2) 屋外環境

ゴミを衛生的に保管すること。

(3) トイレの衛生

① 定期的に清掃、消毒を行うこと。

② 手指の消毒を励行すること。

3. 動物衛生

ペットの飼育については、周囲に迷惑をかけないこと。又、必要に応じて被災動物救護施設を紹介すること。

資料 14-1-1 災害時等における安否不明者等の氏名等の公表方針

災害時における安否不明者等の氏名等の公表方針

令和 5 年 10 月 27 日
兵庫県危機管理部

1 策定趣旨

本県においては、平成 30 年 7 月豪雨以降、災害時における安否不明者等の氏名等の公表方針を定め運用してきたが、令和 5 年 3 月に内閣府（防災担当）から「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」が示され、また、令和 5 年 4 月 1 日から改正個人情報保護法が全国一律で施行されたことを受け、方針を定める。

2 定義

(1) 災害

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定され、かつ、県内で被害が発生した災害

(2) 安否不明者※ 1

行方不明となる疑いのある者（当該災害に巻き込まれたかどうか不明）

(3) 行方不明者※ 1

当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者

(4) 死者

当該災害が原因で死亡した者

※¹ 令和 3 年 9 月 16 日付け府政防第 972 号「災害時における安否不明者の氏名等の公表について」

3 氏名等の公表方針（別表 1 のとおり）

(1) 安否不明者・行方不明者

原則公表

ただし、住民基本台帳の閲覧制限※ 2 がある場合、氏名等、個人が特定できる内容については非公表。

(2) 死者

ア 安否不明者及び行方不明者から死者となった者

原則公表

ただし、住民基本台帳の閲覧制限※ 2 がある場合、氏名等、個人が特定できる内容については非公表。

イ 上記以外の者

住民基本台帳の閲覧制限※ 2 がなく、かつ、遺族の同意が得られた場合※ 3 は公表。

ただし、南海トラフ地震等、大規模災害時には遺族の同意の有無にかかわらず公表する場合がある。

※² 住民基本台帳事務処理要領（総務省）に基づき、配偶者暴力防止法・ストーカー規制法・児童虐待防止法等によって住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の交付が制限されている者

※³ 遺族に確認する場合は、原則公表としている旨を説明し、同意が得られるよう努めるものとする。

4 公表内容

氏名（フリガナ）、住所（町名又は大字まで）、年齢又は年代、性別、被災日時、被災場所、被災状況を基本とする。

なお、住民基本台帳の閲覧制限がある、又は遺族の同意が得られない場合、個人の特定につながらない被災市町名、年齢又は年代、性別、被災状況は公表することを基本とする。

■ 地震・津波対策編

[応急対応計画]

5 公表方法

県ホームページへの掲載及び報道機関への資料の提供

- ・市町が独自に公表することを妨げるものではないが、公表にあたっては県と調整する。
- ・一旦公表した場合であっても、家族等から非公表とするよう申出があり、かつ、非公表とする相当の理由がある場合、氏名等、個人が特定できる内容については非公表とする。

6 個人情報の利用目的等（個人情報保護法第 61 条第 1 項）

(1) 個人情報の利用目的

迅速な救助・救出に資することを目的とし、そのほか、遠方の親族等への周知や社会的関心の高さ等へ対応するため、安否不明者等の氏名等を公表する。

(2) 個人情報が供される事務

災害時における安否不明者等の氏名等の公表に係る事務（公表用名簿の作成等）。

7 公表に係る役割分担・流れ（別表 2 のとおり）

兵庫県：救助機関へ提供及び公表・（報道機関等への）提供、公表・提供内容に係る対応（報道資料提供、県HP等）

市 町：家族等への意向確認、住民基本台帳の情報確認、県への報告、公表後の連絡受付

警 察：人的被害の事実確認、県との情報共有

8 公表までの時間等

(1) 安否不明者

被災後 72 時間が人命救助に極めて重要な時間帯であることを踏まえ、発災後 48 時間以内の公表を目標とする。

公表してから 1 週間経過しても安否が不明の者は行方不明者として取扱うこととし、安否不明者としての公表は原則 1 週間とする。

(2) 行方不明者

安否不明者として氏名等を公表した者は、公表してから 1 週間が経過した時点で行方不明者として取扱うこととし、公表する。

発災後 1 週間経過した後に新たに安否不明者と判明した者は行方不明者として公表する。

(3) 死者

ア 安否不明者及び行方不明者から死者となった者

安否不明者及び行方不明者として氏名等を公表した者は、市町が災害による死亡を認定した都度公表する。

イ 上記以外の者

市町による災害死亡認定が確定し、遺族の承諾が得られたときに公表する。

【別表１】公表基準の対応表

区分	住民基本台帳 の閲覧制限	家族等の同意	公表・非公表※ ¹	備考
安否不明者 行方不明者	あり	—	非公表	本人又は家族の権利利益を侵害 するおそれがあるため
	なし	—	公表	① 救助・救出対象者を絞り込み、迅速な救助・救出に資するため。 ② 加えて、遠方の親族等への周知や社会的関心の高さへの対応等が可能となるため。
死者 (安否不明者・行方不明者から死者となった者)	あり	—	非公表	本人又は遺族の権利利益を侵害 するおそれがあるため
	なし	—	公表	遠方の親族等への周知や社会的関心の高さへの対応等が可能となるため。
死者 (上記以外の者)	あり	—	公表	本人又は遺族の権利利益を侵害 するおそれがあるため
	なし	あり	原則公表	遠方の親族等への周知や社会的関心の高さへの対応等が可能となるため
		なし		遺族の同意が得られない場合は非公表※ ²

※１ 一旦公表した場合であっても、家族等から非公表とするよう申出があり、かつ、非公表とする相当の理由がある場合、氏名等、個人が特定できる内容については非公表とする。

※２ 南海トラフ地震等、大規模災害時には遺族の同意の有無にかかわらず公表する場合がある。

遺族に確認する場合は、原則公表としている旨を説明し、同意が得られるよう努めるものとする。

【別表2】公表に係る役割分担・流れ（例：安否不明者の氏名等の公表）

※具体的な事務手続きをまとめたマニュアルを別途作成する。



資料 14-2-1 遺体安置所一覧

遺体安置所一覧

名 称	所 在 地	収容可能数(体)	電 話
常願寺	東灘区御影本町2丁目15	50	(851) 2010
中勝寺	〃 御影郡家2丁目4-7	50	(851) 5828
阿弥陀寺	〃 住吉本町2丁目1-1	50	(851) 3215
専念寺	〃 住吉宮町2丁目12-7	50	(841) 2031
西福寺	〃 魚崎北町3丁目12-3	50	(411) 2064
明休寺	〃 西岡本4丁目5-10	50	(431) 1094
光明寺	〃 岡本8丁目9-2	50	(411) 4161
常永寺	〃 本山北町3丁目11-14	50	(411) 9715
安念寺	〃 田中町2丁目12-7	50	(411) 5257
法覚寺	〃 本山北町1丁目11-5	50	(411) 1645
向栄寺	〃 森南町2丁目9-10	50	(431) 1573
無量寺	〃 青木5丁目5-20	50	(411) 1661
本泉寺	灘区王子町1丁目1-1	50	(861) 4279
竜泉寺	〃 岩屋中町4丁目5-1	60	(861) 2795
阿弥陀寺	中央区脇浜町2丁目5-13	50	(221) 3238
東福寺	〃 国香通7丁目2-6	50	(221) 5128
本妙院	〃 野崎通4丁目1-18	50	(221) 5289
西方寺	〃 神若通1丁目2-4	20	(221) 0718
浄福寺	〃 北野町4丁目11-19	50	(221) 3052
光尊寺	〃 山本通3丁目16-12	50	(221) 3735
本願寺神戸別院	〃 下山手通8丁目1-1	100	(341) 5949
廣嚴寺(神戸仏教会館)	〃 楠町7丁目3-2	50	(341) 1744
念仏寺	北区有馬町1641	20	(904) 0414
宝泉寺	〃 〃 1413	10	(904) 0304
西光寺	〃 有野町唐櫃2198	100	(981) 5138
正樂寺	〃 〃 藤原台北町1丁目2-4	100	(981) 6380
浄光寺	〃 山田町上谷上字畑開地12	15	(581) 0129
寿福寺	〃 〃 下谷上字沢40	15	(581) 0128
成道寺	〃 〃 原野字天神26	20	(581) 5126
法性寺	〃 道場町道場106	50	(951) 2607
西林寺	〃 〃 日下部842	20	(951) 3576
正福寺	〃 〃 平田862	25	(951) 4617
観世寺	〃 〃 塩田2168	20	(985) 3682
太福寺	〃 〃 生野148	30	(985) 4163
自彊火葬場	〃 〃 塩田	10	
照願寺	〃 〃 塩田151	50	(985) 2975
常樂寺	〃 八多町中60	5	(951) 0543
長命寺	〃 〃 下小名田248	6	(951) 0544
円照寺	〃 〃 下小名田1807	6	(951) 0628
永徳寺	〃 〃 吉尾714	5	(981) 6531
願生寺	〃 〃 柳谷837	10	(982) 0236
極樂寺	〃 〃 附物884	6	(982) 0615
深谷寺	〃 〃 深谷88	7	(982) 0536
一徳寺	〃 〃 屏風459	5	(982) 0534
大沢寺	〃 大沢町上大沢545	20	(954) 0016
福嚴寺	〃 〃 日西原1116	20	(954) 0021
多聞寺	〃 長尾町宅原417	30	(985) 2701
蓮華寺	〃 〃 上津	20	(986) 3554
松林寺	〃 〃 〃	20	(986) 3097
宅原寺	〃 〃 宅原	20	(986) 3217
泰蔵寺	〃 淡河町野瀬529	10	(958) 0037
竹林寺	〃 〃 神影69	5	(958) 0901

■ 地震・津波対策編

[応急対応計画]

名 称	所 在 地	収容可能数(体)	電 話
正覚寺	〃 〃 行原433	5	(958) 0690
永徳寺	〃 〃 木津398	5	(958) 0377
長松寺	〃 〃 淡河590	5	(959) 0667
光照寺	〃 〃 〃 592	5	(959) 0668
永春寺	〃 〃 勝雄1285	5	(959) 0447
慶福寺	〃 〃 南増尾663	5	(959) 0487
光善寺	〃 〃 北増尾1073	5	(959) 0523
淡河集会所	〃 〃 淡河106	5	(959) 0341
桜寿院	須磨区須磨寺町4丁目6-3	10	(731) 0918
浄徳寺	〃 北町1丁目4-28	10	(731) 0536
順正寺	〃 古川町4丁目6-22	10	(731) 7464
西極楽寺	〃 掘池町1丁目1-3	10	(731) 0497
仏心寺	〃 前池町1-4	10	(732) 3287
妙法寺	〃 妙法寺字谷野143	10	(741) 2935
安養寺	垂水区塩屋町4丁目14-7	20	(751) 2432
養勝寺 神戸院	〃 東垂水1丁目7-3	20	(751) 4818
覚正寺	〃 川原3丁目1-7	20	(751) 5910
青木寺	〃 旭が丘1丁目8-9	20	(707) 3987
洞養寺	〃 天ノ下町9-26	20	(707) 3517
通照寺	〃 歌敷山1丁目5-19	20	(707) 6079
妙楽寺	西区伊川谷町布施畑627	10	(974) 0015
太山寺	〃 〃 前開290	20	(974) 0715
竜象院	〃 〃 〃 279	10	(974) 0308
成就院	〃 〃 〃 259	20	(974) 0408
大谷寺	〃 〃 小寺330	10	(974) 3693
潮海寺	〃 〃 別府948	20	(974) 1253
与楽寺	〃 北別府2丁目12-1	10	(974) 0373
新長谷寺	〃 樋谷町友清286-1	10	(991) 0477
満福寺	〃 〃 寺谷923	10	
宝福寺	〃 〃 福谷710	10	(991) 0029
万願寺	〃 〃 池谷771	5	(991) 1437
勝明寺	〃 〃 栃木52	10	(991) 0940
地藏院	〃 〃 松本495	20	(991) 0050
徳願寺	〃 押部谷町西盛617	20	(994) 3766
近江寺	〃 〃 近江142	10	(994) 0007
性海寺	〃 〃 高和1316	10	(994) 0066
長福寺	〃 〃 養田369	10	(994) 0150
西光寺	〃 玉津町出合	15	
万宣寺	〃 長畑町213	15	(928) 2883
日輪寺	〃 玉津町小山日輪寺	15	(928) 0975
清水寺	〃 〃 新方498-1	15	(911) 4045
金勝寺	〃 〃 上池193	15	(912) 5479
報恩寺	〃 枝吉4丁目52	15	(928) 2815
常纂寺	〃 〃	15	(928) 9053
長福寺	〃 平野町印路168	10	(961) 0202
勝明寺	〃 〃 西戸田81	10	(961) 0646
宝珠寺	〃 〃 福中	10	(961) 0117
慶明寺	〃 〃 慶明97	10	(961) 0126
宝珠寺	〃 〃 堅田494	10	(961) 0613
良勝寺	〃 平野町中津1313	10	(961) 1002
最明寺	〃 神出町東825	10	(965) 0067
西光寺	〃 〃 田井	10	(965) 0048
西照寺	〃 〃 南	20	(965) 1158
来光寺	〃 〃 池田201	20	(956) 1215
金覚寺	〃 岩岡町野中1119	10	(967) 1798
常光寺	〃 竜が岡4丁目10-1	5	(967) 0080
正受寺	〃 岩岡町岩岡1905	5	(967) 1914

資料 14-2-2 救助実施記録日計票

救助実施記録日計票

救 助 実 施 記 録 日 計 票					
救助 の 種 類	避	炊	水	救出	○○ 市 町 村 〔 責 任 者 氏 名 印 〕 〔 地 区 責 任 者 氏 名 印 〕
	修理	学	死捜	死処	
	障	○	○	○	
	○	○			
No. _____ ○○月○○日○○時○○分					
員 数 (世 帯) 品 目 (数 量 金 額) 受 入 先 払 出 先 場 所 方 法 記 事					

資料 14-3-1 遺体埋火葬許可証

遺体埋火葬許可証

第 号

氏 名					
性 別	男・女	生年月日	明治・大正・ 昭和・平成・ 令和	年 月 日	
死亡したとき	令和 年 月 日 午前・午後 時 分				
死亡したところ					
住 所					
本 籍	都・道・府・県 都・市 区・町・村				
死 因	「法定感染症」 「その他」				
埋火葬場所	鶴越斎場・西神斎場・甲南斎場・（ ）				
申 請 者	住 所				
	氏 名				
	死亡者との 続 柄	☐ 同居の親族 ☐ 同居していない親族 ☐ 同居者 ☐ 家主 ☐ 地主 ☐ 家屋管理人 ☐ 土地管理人 ☐ （ ）			
許可年月日		令和 年 月 日			

証明者

令和 年 月 日 午前・午後 時 分 火葬しました。

資料 14-3-2 火葬台帳

火 葬 台 帳 (区役所名:)

年月日	許可番号	火葬許可 交付区市 及び番号	死 亡 者					火葬を行った者		火葬費用		備 考	
			①本籍	②住所	①氏名・性別	②生年月日	死因	死亡年月日	死亡場所	①住所	②氏名・死亡者との関係		調定内容
・ ・			①		男・女	・ ・	一 類 感染症	・ ・		①	火葬料:	火葬料:	
	No.	②			その他	時 分	()	②		棺(付属品含む):	棺(付属品含む):		
・ ・			①		男・女	・ ・	一 類 感染症	・ ・		①	火葬料:	火葬料:	
	No.	②			その他	時 分	()	②		棺(付属品含む):	棺(付属品含む):		
・ ・			①		男・女	・ ・	一 類 感染症	・ ・		①	火葬料:	火葬料:	
	No.	②			その他	時 分	()	②		棺(付属品含む):	棺(付属品含む):		
・ ・			①		男・女	・ ・	一 類 感染症	・ ・		①	火葬料:	火葬料:	
	No.	②			その他	時 分	()	②		棺(付属品含む):	棺(付属品含む):		
・ ・			①		男・女	・ ・	一 類 感染症	・ ・		①	火葬料:	火葬料:	
	No.	②			その他	時 分	()	②		棺(付属品含む):	棺(付属品含む):		
・ ・			①		男・女	・ ・	一 類 感染症	・ ・		①	火葬料:	火葬料:	
	No.	②			その他	時 分	()	②		棺(付属品含む):	棺(付属品含む):		
・ ・			①		男・女	・ ・	一 類 感染症	・ ・		①	火葬料:	火葬料:	
	No.	②			その他	時 分	()	②		棺(付属品含む):	棺(付属品含む):		
・ ・			①		男・女	・ ・	一 類 感染症	・ ・		①	火葬料:	火葬料:	
	No.	②			その他	時 分	()	②		棺(付属品含む):	棺(付属品含む):		
・ ・			①		男・女	・ ・	一 類 感染症	・ ・		①	火葬料:	火葬料:	
	No.	②			その他	時 分	()	②		棺(付属品含む):	棺(付属品含む):		

- (注) 1 火葬を行った者が区長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること
2 区長が棺、骨壺等を現物で給付した時は、その旨「備考」欄に記入すること
3 火葬を行った者に火葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること
4 埋葬を行った場合は、火葬に読み替えて記入し、その旨を「備考」欄に記入すること

■ 地震・津波対策編

[応急対応計画]

資料 15-2-1 ごみ収集・処理計画及び人員配置表

ごみ収集・処理計画及び人員配置表

※カッコ内は備車の台数及び人数

事業所	直営収集世帯数 (世帯)	要収集量 (t)	収集機械	台数(台)	搬出先	処理能力 (t)	配置人員(人)		
							運転手	作業員	計
東 灘 事 業 所	94,300	222	パッカー車	23(11)	東		(11)	48	59(11)
			ミニダンプ	2					
灘 事 業 所	65,200	140	パッカー車	15(9)	東		(9)	35	45(9)
			ミニダンプ	9					
中 央 事 業 所	74,000	155	パッカー車	15(7)	港 島 妙賀山 布施畑		(7)	40	48(7)
			ミニダンプ	5					
兵 庫 事 業 所	56,900	120	パッカー車	13(7)	苅藻島 港 島 妙賀山 落 合 布施畑 資源RC		(7)	35	43(7)
			ミニダンプ	8					
北 事 業 所	86,500	253	パッカー車	32(12)	妙賀山 布施畑 資源RC		(12)	67	79(12)
			ミニダンプ	4					
長 田 事 業 所	48,300	113	パッカー車	13(8)	苅藻島 落 合 布施畑 資源RC		(8)	31	41(8)
			ミニダンプ	4					
須 磨 事 業 所	71,700	173	パッカー車	15(8)	落 合 苅藻島 西 布施畑 資源RC		(8)	44	53(8)
			ミニダンプ	7					
垂 水 事 業 所	94,300	239	パッカー車	29(14)	落 合 西 布施畑 資源RC		(14)	66	80(14)
			ミニダンプ	7					
西 事 業 所	94,100	266	パッカー車	30(12)	西 布施畑 資源RC		(12)	64	77(12)
			ミニダンプ	5					
自 動 車 管 理 事 務 所			パッカー車	23					
			反 転 車	5					
			ミニダンプ	19					
			小四ダンプ	9					
東クリーンセンター						900		51	50
港 島 //						600		54	53
西 //						600		45	45
計	685,300	1,681		292(88)		2,100	(88)	580	673(88)

資料 15-3-1 し尿及び汚泥収集処理計画及び人員配置

し尿及び汚泥収集処理計画及び人員配置

1. し尿収集処理計画及び人員配置表

収集・運搬主体	収 集 対 象 人 口	収 集 機 械	台 数	配 置 人 員 (人) ※ 2
神戸市 (委託)	1,584	小型吸上車 軽四輪吸上車	2 2	5
事業系許可業者*1		小型吸上車 中型吸上車 大型吸上車	6 24 4	86
合計	1,584		38	91

※1 仮設トイレなどの事業系し尿収集全般

※2 従業員数

資料 15-3-2 バキュームカー保有状況及び調達先

バキュームカー保有状況及び調達先

1. バキュームカー保有状況

保管場所	保有台数			
	小型 吸上車	小型(1t) 吸上車	軽四輪 吸上車	計
環境局 高松作業所			2 台	2 台
環境局 布施畑環境センター	3 台			3 台
環境局 西クリーンセンター	1 台			1 台
合計				6 台

2. バキュームカーの調達先

調 達 先	所 在 地
(社) 兵庫県水質保全センター	神戸市中央区港島南町 3 丁目 3-8

※兵庫県と(社)兵庫県水質保全センターが「災害時の廃棄物処理に関する応援協定」を締結している

資料 16-3-1 震災に伴う家屋解体・撤去工事におけるアスベスト粉じん対策指導指針

震災に伴う家屋解体・撤去工事におけるアスベスト粉じん対策指導指針

平成7年5月1日

神戸市環境局

1 趣旨

震災に伴う家屋解体・撤去工事におけるアスベスト粉じんによる周辺環境汚染を未然に防止することを目的として、アスベスト粉じん対策に係る基準、建築物所有者の責務、工事の施工者の責務及び、その他必要な事項を定めるものとする。

2 対象とする建築物等

(1) 対象建築物

神戸市内の、阪神大震災により被災し、解体撤去を行うコンクリート建築物とする。

(2) 対象とするアスベスト

耐火被覆用、吸音・結露防止用及び断熱用の吹き付けアスベストとする。

(3) 定義

ア．解体・撤去工事の発注者（以下「発注者」と言う。）

市が発注する民間建築物の解体・撤去工事においては、単価契約工事の場合は市、三者契約工事の場合は市及び建築物所有者とする。その他の解体・撤去工事の場合は建築物所有者とする。

イ．工事の施工者（以下「施工者」と言う。）

解体・撤去工事の受注事業者とする。

3 アスベスト粉じん対策に係る基準

(1) 事前調査の実施

建築物所有者は、解体・撤去しようとする建築物について、建築物の設計図等の書面調査及び現地調査により、アスベスト使用の有無及びその状況を可能な限り把握し、発注者にアスベスト使用に関する情報を提供しなければならない。

(2) アスベスト粉じん対策に係る工事の指示

発注者は、事前調査により、アスベスト使用が確認された場合、アスベスト粉じん対策に係る工事を、施工者に指示するものとする。

(3) 解体・撤去工事の着手時の確認

ア．施工者は、解体工事の事前に、調査を実施し、解体・撤去しようとする建築物のアスベストの使用の有無及びアスベスト使用の状況について確認しなければならない。

イ．施工者は、新たにアスベストの使用が確認された場合、建築物所有者及び発注者と、適切なアスベスト粉じん対策の実施について協議しなければならない。

ウ．イにおいて、適切なアスベスト粉じん対策の実施のために必要な場合、発注者はアスベスト粉じん対策に係る工事を、施工者に指示するものとする。

(4) 建築物の解体・撤去におけるアスベスト対策

ア．アスベストを使用した建築物の解体・撤去

施工者は、関係する法令及び通達等を遵守し、「既存建築物の吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説（昭和63年：日本建築センター）」（以下「技術指針」と言う。）に準拠して、アスベスト対策を実施しなければならない。

なお、建物の倒壊等により、技術指針に準拠した解体・撤去工事が困難な場合は、市と協議し、「阪神・淡路大震災に伴う建築物の解体・撤去に係るアスベスト飛散防止対策について（平成7年2月3日：石綿対策関係省庁連絡会議）」に基づき、作業者の安全の確保及び周辺環境への影響を最小限とすることを原則に、工法を決定するものとする。

イ．アスベストの使用が確認できない建築物の解体・撤去

施工者は、建築物の倒壊等により、事前にアスベストの有無が確認できなかった場合、シートなどによる養生、散水等の必要な粉じん対策を講じて解体工事を行うとともに、アスベストが使用されている可能性のある部分の解体にあたっては、慎重に工事を行いアスベストの有無の確認に努めなければならない。解体工事中にアスベストが確認された場合は、3・(3)・イから(4)・アに準じ、必要なアスベスト対策を実施しなければならない。

(5) 環境中の濃度測定等

施工者は、市と協議のうえ、工事前、工事中、工事後の、現場の周辺環境のアスベスト粉じん濃度の測定を実施しなければならない。又、各工程ごとの工事記録写真を撮影しなければならない。

(6) 事故時等の措置

施工者は、事故等により、周辺環境にアスベスト汚染を生じるおそれが認められた時には、工事を一時中止し、市と協議のうえ、必要な対策を講じなければならない。

4 手続き等

(1) 事前報告書の提出

施工者は、解体・撤去工事の施工前に、別紙様式1により、建築物の名称・所在地、建築物所有者の氏名・住所、建築物の概要（建築面積・延べ床面積・階数・構造）、アスベスト使用の有無等について市に報告しなければならない。

(2) 市との協議等

施工者は、解体・撤去しようとする建築物にアスベストの使用が確認された場合、市と協議し、解体・撤去工事の施工前に、アスベスト対策実施計画書を作成し、市に提出しなければならない。また、施工者は、3・(4)・イの場合において、工事中にアスベストが確認されたときは、当該アスベストを飛散させるおそれのある工事を中止し、市と協議し、アスベスト対策工事計画書を作成し、市に提出しなければならない。

これらの場合、アスベスト対策工事計画書には下記アからウの事項を記載するものとする。

ア. アスベスト吹き付けの状況（アスベストの種類、アスベスト吹き付けのある区画が分かる図面等及び延べ吹き付け面積及び吹き付け厚さ等）

イ. 施工手順（アスベスト吹き付けのある区画の養生の方法、負圧・徐塵装置の設置・稼働方法、アスベスト除去の方法及び使用する機械等の種類等、使用する石綿飛散防止剤等の薬剤の種類と予定使用量、除去したアスベストの処理方法、除去工事後の清掃及び発生した廃棄物の処理方法、工事工程等）

ウ. アスベスト環境濃度測定計画

(3) 工事終了報告

施工者は、解体・撤去工事終了後、別紙様式2（市発注工事においては、別紙様式の2の2）により、工事の終了等について市に報告しなければならない。この場合、3・(5)の環境濃度測定結果及び、工事記録写真を添付するものとする。

(4) 工事の中止及び改善の要請

市は、施工者に対し、アスベスト対策が不適切であることにより、当該作業現場の敷地境界線上でのアスベスト粉じん濃度が、継続して10本/1を超える恐れがあると認められる時は、アスベストを飛散させるおそれのある工事を一時中断し、必要な対策を講じることを要請することができる。

(5) 解体・撤去工事に伴うアスベスト粉じん飛散に係る情報の公開

市は、施工者が、(4)の市の要請にもかかわらず、工事を中止せずかつ必要な対策を講じない場合において、周辺地域へのアスベスト粉じんの飛散により、市民の健康に影響を与える可能性があると判断されるときは、周辺地域に居住する市民等に対し防塵マスクの着用等の健康被害防止策を啓発するため、当該解体・撤去工事に関する必要な情報を公開することができる。

5 市が発注する民間建築物の解体・撤去工事の特例

(1) 単価契約工事

施工者は、4・(1)及び(2)の手続きを、工事発注から工事着手の間に行うものとする。

また4・(2)に定めるアスベスト対策工事計画書については、別紙様式3「アスベスト除去工事施工計画書」により、提出しなければならない。

(2) 三者契約工事

施工者は、4・(1)及び(2)の手続きを、市との契約以前に行うものとする。また4・(2)に定めるアスベスト対策工事計画書については、別紙様式3「アスベスト除去工事施工計画書」により、提出しなければならない。

6 その他

この指針は、平成7年5月1日以降に発注又は契約される解体・撤去工事に適用する。

※別紙様式1、別紙様式2及び別紙様式3 略

■ 地震・津波対策編

[応急対応計画]

資料 16-4-1 神戸海上保安部所属巡視船艇諸元

神戸海上保安部所属巡視船艇諸元

船名	総トン数	長さ×幅
せつつ	3,100	105.0×15.0
はるなみ	110	35.0×6.3
あわぎり	64	27.0×5.6
きくかぜ	19	18.0×4.3
しらぎく	26	20.0×4.5
なだかぜ	26	20.0×4.5
まやざくら	26	20.0×4.5
ふどう	125	37.0×6.7

資料 17-2-1 罹災証明書様式

【様式 6】

罹 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続 柄	生年月日
		世帯主	年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	

※住家とは、現実に住居(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

特記事項	
------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

第 号
年 月 日

神戸市〇〇区長

印

(裏面)

＜罹災証明について＞

- ・この証明は、災害救助の一環として、応急的、一時的な救済を目的に区長が確認できる程度の被害について証明をするものです。
※民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。
- ・「住家の被害の程度」及び「浸水区分」は「家屋」のうち住家を対象として、原則一棟ごとに判定します。
※家屋に附随する塀、門柱、門扉などの外構および家財道具・車両等はこの証明の対象とはなりません。
- ・集合住宅等の場合、原則一棟全体で判定しますので、各区分・各部屋によっては、この証明の「住家の被害の程度」及び「浸水区分」と被害の程度に差が生じる場合があります。
- ・「住家の被害の程度」及び「浸水区分」は家屋を屋根、壁、構造体等の部位別に表面に現れた被害を観察して判定します。
※表面に現れない被害(例:地中の杭の損傷、壁、構造体等の内部素材そのものの被害等)がある場合には、この証明の「住家の被害の程度」及び「浸水区分」と異なることもあります。
- ・「住家の被害の程度」及び「浸水区分」に不服がある場合は、罹災証明書の発行を受けた日から原則2週間まで再調査の申し入れができます。
- ・さらに、再調査結果(「住家の被害の程度」及び「浸水区分」)に不服がある場合は、再調査結果の通知を受けた日から原則2週間まで再々調査の申し入れができます。

り 災 証 明 書 (火災)

◎太わく部分をご記入ください。

申 請 者	住所								
	Tel () —								
	(現在の連絡先)								
	Tel () —								
り 災 者 氏 名	(フリガナ)								
	印								
り 災 世 帯 の 構 成 員	氏 名	続柄	性別	生年月日	氏 名	続柄	性別	生年月日	
			男・女	- -			男・女	- -	
			男・女	- -			男・女	- -	
			男・女	- -			男・女	- -	
り 災 場 所 申 請 資 格 建 物 の 使 途	☐ 持家 居住者 ☐ 借家 居住者 (所有者名 :) ☐ 貸家 家 主					☐ 住 宅 ☐ 非住宅 ()			
り 災 建 物 の 所 在 地	神戸市 区 町 丁目 番地 号 (マンション等名称)								

り 災 程 度	☐ 全焼 ☐ 半焼 ☐ 水損
り 災 原 因	令和 年 月 日 発生した火災による。

上記のとおり相違ないことを証明します。

第 号
令和 年 月 日

神戸市 消防署長 印

(裏面)

＜り災証明について＞

- ・ この証明は、災害救助の一環として、応急的一時的な救済を目的に消防署長が確認できる程度の被害について証明をするものです。
※民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。
- ・ 「り災程度」は「家屋」を対象として、一棟ごとに母屋で判断します。
※家屋に付随する家財道具や門柱、門扉などの外構はこの証明の対象とはなりません。
- ・ 集合住宅等の場合、一棟全体で判定しますので、各区画、各部屋によっては、この証明の「り災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。
- ・ 「り災程度」は家屋を屋根、壁、構造体等の部位別に表面に現れた被害を観察して判定します。
※表面に現れない被害（例：地中の杭の折損、壁、構造体等の内部素材そのものの被害等）がある場合には、この証明の「り災程度」と異なることもあります。

この証明は、原則として一世帯に一枚の発行となりますので大切に保管してください。

罹災届出証明

【様式8】

◎太わく部分をご記入ください。

申 請 者	住 所			
	ふりがな 氏 名		罹災者との 関 係	
罹 災 原 因	年 月 日 発生した による。			
罹 災 場 所	神戸市 区			
罹 災 者	住所・所在地			
	氏名・名称（ふりがな）			
届 出 の 内 容				

上記のとおり、罹災の届出があったことを証明する。

第 号
年 月 日

神戸市 区長 印

資料 17-2-2 災害の被害認定基準について（内閣府政策統括官（防災担当）通知）

令和3年6月24日府政防第670号
内閣府政策統括官（防災担当）から
警察庁警備局長、消防庁次長、
中小企業庁次長、
国土交通省住宅局長あて通知

災害の被害認定基準について

災害の被害認定基準については、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号）（以下「平成13年通知」という。）において、統一基準を通知しているところである。

その後、平成25年6月施行の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の改正により、災害による住家の被害の程度を証明する罹災証明書の交付が義務付けられ、令和元年10月には、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく住宅の応急修理の対象が準半壊に拡大されるとともに、令和2年12月施行の被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の改正により、中規模半壊世帯が支援金の支給対象として追加されたことを踏まえ、平成13年通知の別紙を次表のとおり改めることとした。

従って、貴省庁におかれては、災害の被害状況の報告等の重要性に鑑み、この方向で統一するようよろしくお取り計らい願いたい。

別 紙

被害種類	認 定 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊（半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造体力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

資料 17-7-1 神戸市災害弔慰金の支給等に関する条例

○神戸市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 3 月 30 日

条例第 57 号

改正 昭和 50 年 3 月 29 日条例第 105 号

昭和 51 年 12 月 28 日条例第 60 号

昭和 53 年 6 月 6 日条例第 43 号

昭和 56 年 8 月 11 日条例第 22 号

昭和 57 年 12 月 20 日条例第 45 号

昭和 62 年 3 月 31 日条例第 56 号

平成 4 年 3 月 31 日条例第 144 号

平成 31 年 3 月 29 日条例第 43 号

令和元年 10 月 11 日条例第 32 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含み、離婚の届

出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあつた者を除く。)

- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

- 2 前項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により第1項の規定により難しいときは、同項の規定にかかわらず、同項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者につき、次の各号のいずれかに該当する場合には、災害弔慰金に関する規定の適用については、その者は、当該災害によつて死亡したものと推定する。

- (1) 3月間その生死がわからない場合
- (2) その者の葬祭が行われた場合

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号のいずれかに該当する場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) その他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第8条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第9条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかつた当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第10条 第7条の規定は、災害障害見舞金について準用する。この場合において、同条中「災害弔慰金」とあるのは「災害障害見舞金」と、同条第1号中「当該死亡者の死亡」とあるのは「当該障害者の障害」と、同条第2号中「令第2条」とあるのは「令第2条の3において準用する令第2条」と読

■ 地震・津波対策編

[応急対応計画]

み替えるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第11条 市は、令第3条に規定する災害（以下この章において「災害」という。）により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(貸付限度額)

第12条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）

があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失した場合 350万円

2 住居が半壊し、又は全壊した場合において、当該住居を建て直すに際し、当該住居の残存部分を取り壊さざるを得ない等特別の事情があるときに関する前項の規定の適用については、同項第1号ウ中「270万円」とあるのは「350万円」と、同項第2号イ中「170万円」とあるのは「250万円」と、同号ウ中「250万円」とあるのは「350万円」とする。

(連帯保証人)

第13条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てることができる。

2 前項の連帯保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その連帯保証債務は令第9条の規定による違約金を包含する。

(償還期間及び据置期間)

第14条 災害援護資金の償還期間は、10年とし、そのうち据置期間は、3年とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、据置期間を5年とすることができる。

(利率)

第15条 災害援護資金の利率は、延滞の場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率とする。

(1) 第13条第1項の規定に基づく連帯保証人を立てた場合 無利子

- (2) 第13条第1項の規定に基づく連帯保証人を立てなかった場合 据置期間中にあつては、無利子。据置期間経過後にあつては、年1パーセント
(償還等)

第16条 災害援護資金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法のうちから、市長が災害の規模その他の事情を考慮して定める方法によるものとする。

- 2 前項の規定による災害援護資金の年賦償還、半年賦償還又は月賦償還は、元利均等償還の方法とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項、第16条及び附則第2条第1項並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第5章 雑則

(支給審査委員会の設置)

第17条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、本市に支給審査委員会を置くことができる。

- 2 支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

(施行細目の委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年7月16日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則 (昭和50年3月29日条例第105号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年1月23日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則 (昭和51年12月28日条例第60号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第9条第1号及び第2号の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和53年6月6日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第9条第1号及び第2号の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和56年8月11日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第9条の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和57年12月20日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の神戸市災害弔慰金の支給等に関する条例は、昭和57年7月10日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則 (昭和62年3月31日条例第56号)

■ 地震・津波対策編

[応急対応計画]

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の神戸市災害弔慰金の支給等に関する条例第12条の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成4年3月31日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第9条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第12条の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成31年3月29日条例第43号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の神戸市災害弔慰金の支給等に関する条例第13条第1項及び第2項、第15条並びに第16条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年10月11日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 17-10-1 災害による使用料等の減免額

災害による使用料等の減免額

平成 6 年度

事 項	減 免 内 容
諸証明手数料	被災者 住民票・印鑑証明 全額
保育所徴収金等	被災した本人あるいは扶養義務者 全額（一部損壊 1/2） 施設が被災したことにより、措置に支障をきたした場合 全額、1/2 通所施設は、1 月分全員全額免除
○ 国民健康保険料	被災者の所得区分、損壊割合に応じ 全額 ～1/8
営業許可等申請手数料	被災営業者 全額
中央卸売市場施設使用料 公園使用料	本場、東部市場 1/2 設置許可使用料（休業している有料公園内の遊具等にかかるもの） 全額 施設供用開始迄 管理許可使用料（休業している公園施設内の売店等にかかるもの） 全額 施設供用開始迄
自転車駐車場使用料	駐車場使用料の払戻額
○ 駐車場使用料	駐車場使用料の払戻額
再開発住宅使用料	被災により使用に著しい障害のある住宅の入居者 全額
市営住宅使用料	被災により使用に著しい障害のある住宅の入居者 全額
建築確認申請手数料	被災者が 2 年以内に建てるとき 全額
幼稚園保育料	被災園児 全額（年額 2/10）
高校授業料・選抜料	被災学生 全額（授業料は、年額の 2/10）
高専授業料・選抜料・入学金	被災学生 全額（授業料は、1, 2, 3 月分）
※ 看護短大授業料・選抜料・入学金	被災学生 全額（授業料は、1, 2, 3 月分）
外大授業料・選抜料・入学金	被災学生 全額
※ 水道料金	基本料金の 1 ヶ月または 2 ヶ月の減免・漏水による減免
※ 下水道使用料	基本料金の 1 ヶ月または 2 ヶ月の減免漏水による減免
※ 病院使用料	1/17 から 3/31 までの期間の室料差額の半額
※ 港湾施設使用料等	埠頭用地使用料、上屋、荷役機械等 30% 賃貸料・水域占用料 100%

平成 7 年度

事 項	減 免 内 容
諸証明手数料	被災者 住民票・印鑑証明等 全額
保育所徴収金等	被災した本人あるいは扶養義務者 全額（通年）
○ 国民健康保険料	被災者の所得区分、損壊割合に応じ 全額 ～1/8
営業許可申請手数料	被災営業者 全額
○ 中央卸売市場施設使用料	本場 3/10、東部市場 4/10
宅地造成等手数料	被災者が宅地造成等を行うとき（平成 9 年 1 月 16 日まで） 全額
公園使用料	設置許可使用料（休業している有料公園内の遊具等にかかるもの） 全額 施設供用開始迄 管理許可使用料（休業している公園施設内の売店等にかかるもの） 全額 施設供用開始迄
再開発住宅使用料	被災により使用に著しい障害のある住宅の入居者 全額

■ 地震・津波対策編

[応急対応計画]

事 項	減 免 内 容
市営住宅使用料	被災により使用に著しい障害のある住宅の入居者 全額 被災により生活に著しい不便が生じている住宅の入居者 減額
建築確認申請手数料	被災者が建築確認申請を行うとき（平成9年1月16日まで） 全額
幼稚園保育料・入園料	被災園児 全額（保育料通年）
高校授業料・入学金	被災学生 全額（授業料通年）
高専授業料	被災学生 全額（通年）
※ 看護短大授業料	被災学生 全額（通年）
外国語大学授業料	被災学生 全額（通年）
※ 港湾施設使用料等	ふ頭用地使用料、上屋、荷役機械等 上半期 30% 下半期 15% 賃貸料・水域占用料 43.4% *平成8年度(平成8年4月1日～平成8年12月31日) ふ頭用地使用料、上屋、荷役機械等 10% 賃貸料・水域占用料 27.7%

〈参考〉阪神・淡路大震災に伴う神戸市税の特例措置（主要項目）

共 通																			
申告期限等の延長 - 条例・告示 -	平成7年1月17日以降に期限が到来するものについて ◆ 個人市民税の特別徴収の納期限（平成7年1月、2月分）、給与支払報告書の提出期限、償却資産の申告期限：平成7年3月31日 ◆ その他の税目の6年度の納期限：平成7年3月31日（平成7年5月26日まで徴収猶予） ◆ 個人市民税の申告期限、法人市民税の申告納付期限：平成7年5月31日																		
個 人 市 県 民 税																			
雑損控除の適用 （ 拡 大 ） - 地方税法・条例 -	<table border="1"> <thead> <tr> <th>[通常の災害]</th><th>[阪神・淡路大震災]</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震災のあった7年分所得（8年度課税）について適用</td><td>7年分所得（8年度課税）について適用するか6年分所得（7年度課税）について適用するか選択</td></tr> </tbody> </table>	[通常の災害]	[阪神・淡路大震災]	震災のあった7年分所得（8年度課税）について適用	7年分所得（8年度課税）について適用するか6年分所得（7年度課税）について適用するか選択														
[通常の災害]	[阪神・淡路大震災]																		
震災のあった7年分所得（8年度課税）について適用	7年分所得（8年度課税）について適用するか6年分所得（7年度課税）について適用するか選択																		
災 害 減 免 （改正） - 条例・規則 -	[対象]・普通徴収分 平成6年度第4期分及び平成7年度分 ・特別徴収分 平成7年2月～5月引去り分及び平成7年度分 ◆ 納税者本人が死亡した(障害者になった)場合 免除(障害者の場合9/10軽減) ◆ 所有する家屋・家財等の損害割合50%以上 <table border="1"> <thead> <tr> <th>[震災前]</th><th>[震災後]</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前年所得 300万円以下 免 除</td><td>前年所得 500万円以下 免 除</td></tr> <tr> <td>前年所得 450万円以下 1/2 軽 減</td><td>前年所得 750万円以下 1/2 軽 減</td></tr> <tr> <td>前年所得 600万円以下 1/4 軽 減</td><td>前年所得 1000万円以下 1/4 軽 減</td></tr> </tbody> </table> ◆ 所有する家屋・家財等の損害割合30%以上50%未満 <table border="1"> <thead> <tr> <th>[震災前]</th><th>[震災後]</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前年所得 200万円以下 4/5 軽 減</td><td>前年所得 300万円以下 4/5 軽 減</td></tr> <tr> <td>前年所得 300万円以下 1/2 軽 減</td><td>前年所得 500万円以下 1/2 軽 減</td></tr> <tr> <td>前年所得 450万円以下 1/4 軽 減</td><td>前年所得 750万円以下 1/4 軽 減</td></tr> <tr> <td>前年所得 600万円以下 1/8 軽 減</td><td>前年所得 1000万円以下 1/8 軽 減</td></tr> </tbody> </table>	[震災前]	[震災後]	前年所得 300万円以下 免 除	前年所得 500万円以下 免 除	前年所得 450万円以下 1/2 軽 減	前年所得 750万円以下 1/2 軽 減	前年所得 600万円以下 1/4 軽 減	前年所得 1000万円以下 1/4 軽 減	[震災前]	[震災後]	前年所得 200万円以下 4/5 軽 減	前年所得 300万円以下 4/5 軽 減	前年所得 300万円以下 1/2 軽 減	前年所得 500万円以下 1/2 軽 減	前年所得 450万円以下 1/4 軽 減	前年所得 750万円以下 1/4 軽 減	前年所得 600万円以下 1/8 軽 減	前年所得 1000万円以下 1/8 軽 減
[震災前]	[震災後]																		
前年所得 300万円以下 免 除	前年所得 500万円以下 免 除																		
前年所得 450万円以下 1/2 軽 減	前年所得 750万円以下 1/2 軽 減																		
前年所得 600万円以下 1/4 軽 減	前年所得 1000万円以下 1/4 軽 減																		
[震災前]	[震災後]																		
前年所得 200万円以下 4/5 軽 減	前年所得 300万円以下 4/5 軽 減																		
前年所得 300万円以下 1/2 軽 減	前年所得 500万円以下 1/2 軽 減																		
前年所得 450万円以下 1/4 軽 減	前年所得 750万円以下 1/4 軽 減																		
前年所得 600万円以下 1/8 軽 減	前年所得 1000万円以下 1/8 軽 減																		

固定資産税・都市計画税	
災害減免 (既存制度) - 条例・規則 -	[対象] 平成6年度分(平成7年1月～3月までに相当する3か月分)及び平成7年度分 ◆ 土地の埋没、流失等による損害 損害割合 50%以上 免 除 損害割合 20%以上 1/2 軽 減 損害割合 20%未満 1/5 軽 減 ◆ 家屋の損害 損害割合 50%以上 免除 損害割合 20%以上 1/2 軽減 ◆ 償却資産の損害 損害割合 20%以上 損害割合に応じて軽減
災害減免 (阪神・淡路大震災のみ) - 条例・規則 -	[対象] 平成7年度分及び平成8年度分 (平成8年度分は、土地のみ、5%・10%軽減) ◆ 土 地 面的な被害が大きく著しく利用の制約を生じた区域(六甲山より南の特定区域)の宅地について、利用の制約の程度に応じ、5%、10%、15%軽減 ◆ 家 屋 震災による損害が20%未満の被災家屋について10%を軽減(市内全域)
代替取得資産に係る軽減 (阪神・淡路大震災のみ) - 地方税法 -	◆ 家 屋 【震災により滅失・損壊した家屋の所有者が代替の家屋を取得・改築した場合】従前の床面積相当分までを対象に最初の4年度間1/2減額、その後2年度間1/3減額(平成19年3月31日取得分まで。対象物件が被災市街地復興土地区画整理事業等の施行区域内にある場合には、平成22年3月31日取得分まで)。 ◆ 償却資産 【震災により滅失・損壊した償却資産の所有者が代替の資産を取得・改良した場合】従前の資産に対応する資産について3年度間(平成12年3月31日取得分まで)、課税標準を1/2とする。
住宅用地の特例の継続適用 (阪神・淡路大震災のみ) - 地方税法 -	震災により倒壊した住宅の敷地については、最長平成17年度分まで引き続き住宅用地の特例を適用する。(対象物件が被災市街地復興土地区画整理事業等の施行区域内にある場合には、平成22年度分まで)。
事 業 所 税	
建替減免等 (阪神・淡路大震災のみ) - 条例・規則 -	◆ 新增設分 損壊した事業所を建て替えた場合(平成15年3月31日までに取得)、従前の床面積相当分の税額を着工日及び完成日に応じて4/10減額から免除 ◆ 事業分 損壊により事業を休止(平成8年1月まで)した床面積につき休業期間に応じて資産割を月割で軽減
阪神・淡路大震災に係る市税の減免に対する財政上の特例措置(【 】は通常の災害)	
・ 減免による減収額は、相当と認められる範囲内で、全額。歳入欠かん債の発行を許可 【同左】 ・ 対象年度 平成6年度及び7年度 【災害の発生した日の属する年度】 ・ 対象税目 普通税。事業所税。都市計画税 【普通税】 ・ 財政措置 元利償還金の75%(但し、固定資産税・都市計画税の減免のうち損害の程度が3%以上20%未満の家屋及び損害の程度が20%未満の土地に係るものにあつては37.5%)を特別交付税で措置 【従来の災害減免につき元利償還金の57%を特別交付税で措置】 ・ 償還期限 10年(2年据置き)【4年(1年据置き)】	

資料 18-1-1 防災重点農業用ため池一覧

防災重点農業用ため池の選定基準

防災重点ため池は、ため池が決壊した場合に、水害その他の災害により周辺の区域に被害を及ぼすおそれが特にあるものとして、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年10月施行）第4条第1項の規定により兵庫県知事が指定したものである。

○防災重点農業用ため池及び特定ため池の指定要件

1号基準	法基準 条例基準	浸水区域のうち当該ため池からの水平距離が 100m 未満の区域に住宅等が存すること。
2号基準	法基準 条例基準	貯水する容量が 1,000m ³ 以上であり、かつ、浸水区域のうち、当該ため池からの水平距離が 500m 未満の区域に住宅等が存すること。
3号基準	法基準 条例基準	貯水する容量が 5,000m ³ 以上であり、かつ、浸水区域に住宅等が存すること。
4号基準	条例基準	当該ため池が警戒区域等（土砂災害警戒区域その他の急傾斜地の崩壊等が発生する区域）にあり、かつ、急傾斜地の崩壊等により当該ため池が決壊した場合に当該警戒区域等に存する住宅等の居住者又は利用者に被害をおよぼす恐れがあると認められるもの。

令和6年9月末時点

No.	防災重点ため池名称	所在地	震度4での要被災調査
1	白川大池	須磨区白川字池尻 273	
2	車大池	須磨区車字大池 693	
3	ずこ池	垂水区名谷町字押戸 360	
4	押戸池	垂水区名谷町字押戸 392	
5	蓮池	垂水区下畑町上口 875	
6	乙池	垂水区下畑町八田 754-1	
7	小河大池	北区山田町小河字射矢谷 11	
8	カシオ谷池	北区山田町原野字カシオ谷 1	
9	愛宕池	北区山田町原野字鹿ヶ谷 10	
10	シイダニ池	北区山田町原野字猪谷山 4	
11	寺池（大前池）	北区山田町原野字天神 22	
12	舟田池	北区山田町原野字堂の奥 1	
13	ブツケ池	北区山田町原野天神 12	
14	金場池	北区山田町中字金場 6	
15	蛇池	北区山田町中字広戸 31	
16	水神池	北区山田町福地字新池 103	
17	八田下池	北区山田町中字八田 20	
18	八田上池	北区山田町中字八田 21	
19	二ツ坂の池	北区山田町中字北山 53	
20	中池	北区山田町福地字新池 102-1	
21	皿池	北区山田町福地字新池 104	
22	新池	北区山田町福地字新池 89	
23	バクチ谷下池	北区山田町坂本字バクチ谷 392	
24	雫谷池	北区山田町坂本字雫谷 95	
25	西谷下池	北区山田町坂本字西谷 212	
26	西谷中池	北区山田町坂本字大原 380	
27	西谷上池	北区山田町坂本字大原 381	
28	二の池	北区山田町東下字エノコロ谷 1	
29	新池	北区山田町東下字エノコロ谷 15	
30	落合池	北区山田町東下字狐塚 37	
31	カイノキ谷池	北区山田町東下柏木谷 9	
32	水口下池	北区山田町西下字水口 5	
33	三ツ池	北区山田町西下字水口 7	
34	水口中池	北区山田町西下字水口 6	
35	幡鉾池	北区有野町二郎字堂垣内 882	
36	丸沢奥池	北区有野町二郎籠谷 908	
37	丸沢口池	北区有野町二郎籠谷 915	
38	池の谷上池	北区有野町有野宮ノ谷 122-1	
39	池の谷下池	北区有野町有野宮ノ谷 123-1	
40	岡場大池	北区有野町有野字上ノ山 1891	
41	宗池	北区有野町有野字上ノ山 1888	
42	新池	北区有野町有野字上ノ山 1892	
43	有野大池	北区有野町有野字中尾 3793-2、4419-4	○
44	西谷上池	北区八多町深谷西谷 337	
45	西谷下池	北区八多町深谷西谷 355-1	
46	松岡池	北区八多町深谷池の上 313	
47	奥谷池	北区八多町附物字奥谷 466	
48	五丁池	北区八多町附物五丁 1204	
49	五丁上池	北区八多町附物五丁 1211	
50	徳知垣池	北区八多町附物後垣 655	
51	にごろ池	北区八多町附物字濁池 84	
52	皿池	北区八多町附物皿池 24	
53	手運池	北区八多町附物字手運谷 1358	

■ 地震・津波対策編

[応急対応計画]

No.	防災重点ため池名称	所在地	震度 4 での要被災調査
54	上手運池	北区八多町附物字手運谷 1359	
55	狩俣池	北区八多町附物字狩俣 1153	
56	下わらど池	北区八多町附物字上わらど 1340	
57	上小路畑池	北区八多町附物小路畑 492	
58	上和良戸池	北区八多町附物字上わらど 1324	
59	切下し池	北区八多町附物切下し 277	
60	俣垣池	北区八多町附物 1055	
61	面水池	北区八多町附物字面水 1063	
62	金剛池	北区八多町屏風字金剛 773-1	
63	稗谷池	北区八多町屏風小字頓行司 332	
64	頓行司池	北区八多町屏風 354	
65	濁下池	北区八多町西畑字瀧の脇 228	
66	志ノ木谷池	北区八多町西畑畠ノ下 300	
67	濁上池	北区八多町西畑字瀧の脇 226	
68	新池	北区八多町西畑字瀧の脇 274-5	
69	菅谷池	北区八多町中字菅谷 559	
70	中ノ池	北区八多町中字西数合谷 532-1、669-2	
71	大谷下池	北区八多町下小名田字下谷口 740-1、-4	
72	カシワ池	北区八多町下小名田字宮ヶ谷 572	
73	中ノ池	北区八多町下小名田字宮ヶ谷 559	
74	京地池	北区八多町下小名田字京地谷 553-1、586-2、584-2	
75	寺谷池	北区八多町下小名田字寺谷 109-1	
76	寺谷上池	北区八多町下小名田字米山谷 128	
77	奥の谷下池	北区八多町吉尾字下梅尾 1000	
78	奥ノ谷上池	北区八多町吉尾字下梅尾 1001	
79	梅尾中池	北区八多町吉尾字下梅尾 1014	
80	干ヶ谷池	北区八多町吉尾字干ヶ谷 1072	
81	大畑池	北区八多町吉尾字今北 878-1	
82	三ツ池	北区八多町吉尾字龍元 482	
83	メグリ池	北区八多町上小名田メグリ 793	
84	音谷池	北区八多町上小名田字音谷 1811	
85	五龍池	北区八多町上小名田字五龍 97	
86	新こも池	北区八多町上小名田 1582-2	
87	畑垣内池	北区八多町上小名田字畑ノ垣内 1810	
88	末釜池	北区八多町上小名田字末釜奥 1821	
89	末釜上千池	北区八多町上小名田字末釜奥 1818	
90	新池	北区道場町塩田トウドウ 460、461	
91	美濃谷中池	北区道場町塩田池ノ上 152	
92	美濃谷上池	北区道場町塩田池ノ上 178	
93	美濃谷下池	北区道場町塩田美濃谷 151	
94	ヨタガ谷池	北区道場町平田字ヨタガ谷 588	
95	沖代池	北区道場町日下部沖代 1276	
96	鹿ノ子大池	北区長尾町宅原字大池 2902	
97	下奥田池	北区長尾町宅原字奥田 83	
98	宅原狭間池	北区長尾町宅原狭間 10	
99	上奥田池（上池）	北区長尾町宅原字奥田 69	
100	岡堂池	北区長尾町宅原字岡堂 1460	
101	天神池	北区長尾町宅原字天神 923 番	
102	数合池	北区長尾町宅原字上数合 1041 番 1	
103	道谷池	北区長尾町宅原道谷 422-1、-3	
104	寺谷池	北区長尾町上津 100	
105	壺池	北区長尾町上津字小屋ヶ谷 2916	
106	狩俣池	北区長尾町上津 4741	
107	三尊谷池（下三尊谷池）	北区長尾町上津中池 2889	

No.	防災重点ため池名称	所在地	震度 4 での要被災調査
108	高坂池	北区長尾町上津高坂 4316	
109	西ノ池	北区長尾町上津字木葉坂 4649	
110	上三尊谷池	北区長尾町上津中池 2894	
111	塩谷池	北区長尾町上津字鍛冶屋垣内 2772	
112	東ノ池	北区長尾町上津東ノ池辻 4657	
113	下地ヶ谷池	北区赤松台 1 丁目 7-2	
114	原久池	北区大沢町市原原久谷 156-5、166-2、206-2、1205	
115	皿池	北区大沢町市原字向井 334	
116	空の池	北区大沢町市原青田辻 1207	
117	細池	北区大沢町上大沢 2318-3	
118	大新田池	北区大沢町上大沢 989	
119	新池（上大沢）	北区大沢町上大沢字岸ノ奥 516	
120	善入大池	北区大沢町上大沢字天提 1700	
121	西小谷池	北区大沢町上大沢西小谷 1347-3、2112-2、-7、-8	
122	藤ヶ池	北区大沢町上大沢善入下 1376	
123	岸ノ奥池	北区大沢町上大沢中ノ垣内 494	
124	樽谷池	北区大沢町上大沢字樽谷上 2563、2564、2565、2566	
125	屏風谷池	北区大沢町神付字井ノ谷 102	
126	本谷池	北区大沢町神付字上保池 320	
127	谷頭下池	北区大沢町中大沢 115	
128	谷頭上池	北区大沢町中大沢 116	
129	杉釜池	北区大沢町中大沢 593	
130	百合ヶ谷池	北区大沢町中大沢 704-1	
131	六根上池	北区大沢町上大沢字六根 896	
132	小切町池	北区大沢町中大沢 1009	
133	皿池	北区大沢町日西原 487	
134	下矢名池	北区大沢町日西原 356	
135	上矢名池	北区大沢町日西原奥ヶ畑 374	
136	大畑新池	北区大沢町日西原字岡田 594	
137	岡田池	北区大沢町日西原字岡田 528	
138	菅谷池	北区大沢町日西原 2881～2891	
139	長池	北区大沢町日西原字道志塚 434	
140	新池	北区大沢町日西原字泰法寺 1055	
141	門前池	北区大沢町日西原尾鼻 1435	
142	上中池	北区大沢町簾字ナクチ 135-1	
143	西ノ垣池	北区大沢町簾寺垣内 278	
144	西谷池	北区淡河町北僧尾字下切 538	
145	石ノ戸池	北区淡河町北僧尾字横畑 1391	
146	平野池	北区淡河町北僧尾字藤株 1271	
147	西谷池	北区淡河町南僧尾字横尾 895-1	
148	森谷池	北区淡河町南僧尾 1655	
149	松尾池	北区淡河町南僧尾 1732-1	
150	上の沢下池	北区淡河町南僧尾字上ノ沢 6	
151	宮谷池	北区淡河町南僧尾字鶴間 710	
152	上ノ池	北区淡河町淡河字小池 1389	
153	小池	北区淡河町淡河字小池 1391	
154	大池	北区淡河町淡河字大池 1562	
155	皿池	北区淡河町淡河字大池 1565	
156	滝谷上池	北区淡河町淡河字滝谷 2018	
157	滝谷下池	北区淡河町淡河字滝谷 2019	
158	コブ谷下池	北区淡河町淡河コブ谷 1893-1	
159	又池	北区淡河町勝雄 741-1	
160	新池	北区淡河町勝雄字空山 726	
161	サザ池	北区淡河町勝雄 801	

■ 地震・津波対策編

[応急対応計画]

No.	防災重点ため池名称	所在地	震度 4 での要被災調査
162	西谷大池	北区淡河町勝雄 808	
163	中山大杣池	北区淡河町中山字南沢 620	
164	上谷池	北区淡河町中山字北上 113	
165	八丁塚池	北区淡河町東畑字ムクロジ 119	
166	保木谷池	北区淡河町東畑字ムクロジ 120	
167	鍛冶屋池	北区淡河町東畑字桃ノ木 207-1、-3	
168	奥の谷池	北区淡河町東畑字築前 79	
169	林谷池	北区淡河町木津下林 483	
170	小谷の谷池	北区淡河町木津尻谷 486	
171	中池	北区淡河町木津尻谷 487	
172	重谷大池	北区淡河町木津尻谷 488	○
173	北大池	北区淡河町萩原字池の尻 848-1	
174	南中の池（上池）	北区淡河町萩原字南山の谷 342	
175	南中の池（下池）	北区淡河町萩原字南中池 343	
176	樋ヶ谷池	北区淡河町北畑字安場 552	
177	北大池中池（北中池）	北区淡河町北畑字檜原 844	
178	西谷池（北畑）	北区淡河町北畑字穴ブシ 19	
179	丈ヶ池	北区淡河町北畑字笹ヶ谷 601	
180	南垣池	北区淡河町北畑字辻の沢 188	
181	川池	北区淡河町神影字下垣 938	
182	新池（石峯寺新池）	北区淡河町神影西の岡 939	
183	新中池	北区淡河町神田 1918	
184	栗の木池	北区淡河町神田字栗ノ木 918	
185	奥池	北区淡河町神田字五味 26	
186	土辻大池	北区淡河町神田字五味 64	
187	比丘尼池	北区淡河町神田字坂谷 126	
188	押取池	北区淡河町野瀬字西沢 622 番	
189	西の谷池	北区淡河町神田字大町 286-1	
190	白銀子池	北区淡河町野瀬字白銀子 1041 番	
191	池の谷池	北区淡河町野瀬字白銀子 1059 番	
192	大同池	北区淡河町野瀬字栗島 311、312-2、313	
193	山田池	北区淡河町野瀬字栗島 332 番	
194	長池	北区淡河町野瀬字栗島 275 番	
195	皿池	北区淡河町野瀬字山の谷 1703	
196	地神池	北区淡河町野瀬字新生岡 177 番	
197	野瀬大杣池	北区淡河町野瀬大杣 2163-1	
198	野瀬池	北区淡河町野瀬字白銀子 976 番	
199	鍛冶屋谷池	北区淡河町野瀬字畑ヶ市 1590、1590-1	
200	米岡大池	北区淡河町野瀬字米山 1365	
201	後垣下池	北区八多町附物後垣 657	
202	西新池	北区長尾町宅原字西新池 1109 番	
203	三山池	北区長尾町宅原字三山 1149 番	
204	六根下池	北区大沢町上大沢六根 893	
205	谷山大池	西区伊川谷町布施畑谷山大池 977-4、-10、-15	
206	五味ヶ平大池	西区伊川谷町布施畑字五味ヶ平 476	
207	柏木谷大池	西区伊川谷町布施畑柏木谷大池 1094	
208	なまづ池	西区伊川谷町布施畑季 731	
209	長坂谷下池	西区伊川谷町長坂字長坂谷 639-1	
210	諏訪頭中池	西区伊川谷町上脇字池ノ内 493-1	
211	前の谷池	西区伊川谷町井吹字前ノ谷 345-1	
212	東室谷大池	西区伊川谷町井吹字東室谷 1113	
213	東室谷川池	西区伊川谷町井吹字東室谷 1121	
214	稗谷下池	西区伊川谷町前開字垣内 1023	
215	稗谷上池	西区伊川谷町前開字垣内 1025	

No.	防災重点ため池名称	所在地	震度 4 での要被災調査
216	権太郎大池	西区伊川谷町前開字権太郎 621-1	
217	大口谷下池	西区伊川谷町前開字室谷 1381-1、1382-1、1382-3	
218	矢谷大池	西区伊川谷町前開字林ノ下 738-1 他 6 筆	
219	七ツ池	西区伊川谷町別府鎌谷 1780	
220	植池	西区伊川谷町別府井ヶ谷奥 472-1	
221	芳ヶ谷池	西区玉津町水谷字ヨシカ谷 399	
222	五番池	西区玉津町水谷字青谷 396	
223	今池	西区玉津町高津橋今池尻 989-1	
224	奥ノ池	西区玉津町高津橋字奥池西原 776	
225	新池	西区玉津町高津橋字原 710	
226	大谷池	西区玉津町高津橋大谷尻 964	
227	野谷池	西区玉津町高津橋字野谷池西原 554	
228	カゴ池	西区玉津町高津橋字野谷池西原 555	
229	下の池	西区玉津町高津橋字和井取原 892	
230	平池	西区伊川谷町潤和 1264 番地	
231	万願寺池	西区玉津町今津 373	
232	丸山池	西区玉津町二ツ屋字青谷 6	
233	尻池	西区押部谷町西盛字高ヶ原 521	
234	日吉谷池	西区押部谷町西盛字上垣内 569	
235	中池	西区押部谷町西盛字北山 564、565	
236	コモ池	西区押部谷町西盛字高ヶ原 525	
237	大門大池	西区押部谷町近江 164	
238	大門中池	西区押部谷町近江 165	
239	大門小池	西区押部谷町近江 163	
240	善慶谷下池	西区押部谷町高和 1438	
241	中之池	西区押部谷町高和 1396	
242	善慶谷上池	西区押部谷町高和 1439	
243	上野池	西区押部谷町高和字上野 946	
244	奥清水谷池	西区押部谷町高和 1536	
245	高和大池	西区押部谷町高和中溝 1394	
246	昭和池	西区押部谷町高和 1440-6	
247	清水谷池	西区押部谷町高和 1505	
248	三号池（堅田 3 号池）	西区押部谷町和田字寺谷 830-19	○
249	内町池	西区押部谷町和田字ナヤケ 508	
250	口の新池	西区押部谷町和田字ワラタニ 443-6～11、461-1、462-1～3、471-1	
251	天王池	西区押部谷町和田字下古野 681	
252	ヒバノ池	西区押部谷町和田字上古野 642	
253	濁水池	西区押部谷町和田字北山 487-1	
254	又池	西区押部谷町和田字北山 488-1	
255	古野池	西区押部谷町和田字上古野 643	
256	説教谷池	西区押部谷町細田字上垣 591	
257	上田井中池	西区押部谷町細田字前田 645	
258	上田井口池	西区押部谷町細田字前田 646	
259	常緑池	西区押部谷町細田字前田 848	
260	三谷池	西区押部谷町高和字堂東 1402	
261	新池	西区押部谷町栄字北山 205-28	
262	刀池	西区押部谷町栄字北山 112-1	
263	一つ目池	西区押部谷町栄字北山 205-18	
264	二つ目池	西区押部谷町栄字北山 205-17	
265	八柱池	西区押部谷町栄字北山 205-24	
266	待池	西区押部谷町栄字北山 205-41	
267	溝谷池	西区押部谷町栄字北山 267	
268	小池	西区押部谷町押部字吉谷 722-10	
269	西中池	西区押部谷町押部字吉谷 719	

■ 地震・津波対策編

[応急対応計画]

No.	防災重点ため池名称	所在地	震度 4 での要被災調査
270	東口池	西区押部谷町押部字吉谷 724-1	
271	田圃池	西区押部谷町押部字上垣内 712-1	
272	皿池	西区押部谷町押部字吉谷 716-1	
273	明神池	西区押部谷町押部字吉谷 718	
274	西奥池	西区押部谷町押部字吉谷 720-1	
275	東中池	西区押部谷町押部字吉谷 725	
276	東奥池	西区押部谷町押部字吉谷 726-1	
277	寺池	西区押部谷町押部字上垣内 703-1	
278	田圃池	西区押部谷町福住字岡本 480-1	
279	文政池	西区押部谷町福住字笹倉 611	
280	大池	西区押部谷町福住字笹倉 621	
281	シブレ池	西区押部谷町木幡字シブレ山 445	
282	川池	西区押部谷町木津字東笹山 1365-1、-2	
283	長池	西区押部谷町木津字北平山 1528	
284	小屋ノ谷池	西区押部谷町木津字笹山 1541	
285	城ノ池	西区押部谷町木津字城ヶ谷 1396	
286	若宮東奥池	西区押部谷町木津字地藏西 1615	
287	若宮池	西区押部谷町木津字地藏西 1616	
288	若宮西奥池	西区押部谷町木津字地藏が西 1621	
289	アケビ谷池	西区押部谷町木津字北平山 1537	
290	皿池	西区押部谷町木津字北平山 2118	
291	ケゲ谷通池	西区押部谷町木見字橋ヶ谷 551-1	
292	ケゲ谷二ツ目池	西区押部谷町木見字橋ヶ谷 557-1	
293	ケゲ谷三ツ目池	西区押部谷町木見字橋ヶ谷 558-1	
294	ケゲ谷四ツ目池	西区押部谷町木見字橋ヶ谷 560-1	
295	西谷口池	西区押部谷町木見字上柿木 182	
296	西谷奥池	西区押部谷町木見字上柿木 184	
297	猪ノ谷口池	西区押部谷町木見字堂ノ前 328	
298	猪ノ谷奥池	西区押部谷町木見字堂ノ前 330	
299	新池（サラ池）	西区押部谷町木見字平山 676-1	
300	ミソガ谷口池	西区押部谷町木見字和泉 650	
301	ミソガ谷奥池	西区押部谷町木見字和泉 653	
302	中が谷の池	西区櫛谷町寺谷字徒弟谷 730	
303	松尾ヶ谷奥池	西区櫛谷町寺谷字松尾ヶ谷 787	
304	岩渕池	西区櫛谷町寺谷字上滝ヶ谷 623	
305	新池口池	西区櫛谷町寺谷字中山 736	
306	口池	西区櫛谷町寺谷字平地 485-6	
307	奥池	西区櫛谷町寺谷字平池 485-3-2、-5	
308	畑田池	西区櫛谷町友清字畑田東 273	
309	下畑田奥池	西区櫛谷町友清字畑田東 279	
310	寺池	西区櫛谷町福谷字城ヶ谷 708-1	
311	佃井大池	西区櫛谷町長谷字一ヶ谷 95	
312	新池（中池）	西区櫛谷町長谷字一ヶ谷 96	
313	乙の池	西区櫛谷町長谷字一ヶ谷 97	
314	光松口池	西区櫛谷町長谷字光松 14	
315	小谷池	西区櫛谷町栃木字小谷 1121	
316	西山新池	西区櫛谷町菅野 808	
317	城ヶ谷一番池	西区櫛谷町菅野 101	
318	城ヶ谷二番池	西区櫛谷町菅野 102	
319	七番池	西区櫛谷町松本 513-2、514-1	
320	下村天神池	西区春日台 5 丁目 1-12	
321	向井大池ダム	西区平野町向井字山ノ谷 358-12 他 9 筆	
322	上津橋大池	西区平野町中津字大池 1099	
323	砂留池	西区平野町宮前字大歳の上 496	

No.	防災重点ため池名称	所在地	震度 4 での要被災調査
324	山の谷池	西区平野町宮前字三反畑 365	
325	新池	西区平野町印路新池谷 610-1	
326	由池	西区平野町印路字百姓谷 475	
327	大池	西区平野町印路大池谷 678	
328	皿池	西区平野町印路百姓谷 485-1	
329	飛谷池	西区平野町西戸田字桑原 925	
330	砂止池	西区平野町西戸田字池ノ谷 744	
331	新池	西区平野町西戸田字池ノ谷 743、字榮谷 985	
332	福地池	西区平野町西戸田字福地 133	
333	大堤防池	西区神出町古神 223-49、-50 他	
334	団子池	西区神出町古神字浦山 223-3、-5	
335	金棒池	西区神出町金棒池 1-1、-2	
336	大沢新池（大沢池）	西区神出町古神字浄念 764-1、-3～7	
337	新ノ池（大沢上新池）	西区神出町古神字辻道 732	
338	万堡池	西区神出町小束野字笠谷 26-3	
339	中池	西区神出町東字山ノ尾 1153 他 13 筆	
340	小束野池	西区神出町小束野字雌岡下 30-8	
341	入道ヶ池（相生池）	西区神出町小束野字小池 59	
342	口池	西区神出町東字奥ノ垣 990	
343	合之池	西区神出町東字合之池 607	
344	青池	西区神出町東字山ノ尾 1146-1	
345	小池	西区神出町東字小池 608	
346	大皿池	西区神出町東字大皿池 1183-1、1187-1	
347	大池	西区神出町東字大池 609	
348	拍子ヶ池	西区神出町東字拍子ヶ池 606-1	
349	笹池	西区神出町東字笹池 1181、1182-7、-8、-43、-45	
350	和田 1 号池	西区神出町南字新苅屋谷 621-42	
351	鍋谷池	西区神出町田井 1306、1320-3 他	
352	刈屋谷池	西区神出町南字刈屋谷 391-1	
353	川池	西区神出町古神字浦山 223-64-1、68-1、69-1、82-1	
354	和合成池	西区神出町田井字三ツ葉松 627-1	
355	釜池	西区神出町田井字寺垣内 409、410、605	
356	中ノ池	西区神出町田井字池ノ下 133-1	
357	前池	西区神出町田井字茶ノ内 1112	
358	長池	西区神出町田井長池下 1840-1	
359	1 号池（下池）	西区神出町宝勢辻堂西 872-2	
360	1 号池（上池）	西区神出町宝勢辻堂西 864-2 他 22 筆	
361	2 号池	西区神出町宝勢 914-2、岩岡町岩岡 3 他 10 筆	
362	豊年池	西区神出町宝勢 1488 番地他 15 筆	
363	大鳥喰池	西区神出町宝勢字大鳥喰池 3701-2、3702-1	
364	豊年新池	西区神出町宝勢 1507 番地 2	
365	白蛇池	西区神出町宝勢 3177	
366	辻池	西区神出町宝勢字下場 2175	
367	小出上池	西区神出町宝勢字水出下 416-1	
368	大道池	西区神出町宝勢大道池 1024	
369	小鳥喰池	西区神出町宝勢 3766-1	
370	坊主谷上池	西区神出町宝勢字坊主谷 506-2、508、509-2、518-1、-2、507	
371	木屋池	西区神出町宝勢字木屋池 1394-1	
372	城ヶ谷池	西区神出町広谷字城ヶ谷 84-1	
373	笠松池	西区神出町広谷字北岡 4-18、623-99	
374	長太夫池	西区神出町広谷字西口 448-1	
375	下池	西区神出町広谷字赤坂 567、571-2、572、573-1、568-1	
376	上池	西区神出町広谷字赤坂 1100	
377	上人谷池	西区神出町北字清水谷 1074	

■ 地震・津波対策編

[応急対応計画]

No.	防災重点ため池名称	所在地	震度 4 での要被災調査
378	観音池	西区神出町北大蔵前 874	
379	新池	西区神出町池田字南塚中 187-2 他 19 筆	
380	筒井藤左衛門池	西区神出町池田字上場 28-1	
381	沢池（沢ヶ池）	西区神出町紫合字尾崎 26-1	
382	辰ヶ谷池（辰ヶ池）	西区神出町紫合字尾崎 9 他 12	
383	又左之門池	西区神出町紫合字又左衛門 1-1	
384	養林上池	西区神出町紫合字養林 555	
385	養林下池	西区神出町紫合字養林 555	
386	3 号池	西区岩岡町岩岡 1721-2	
387	4 号池	西区岩岡町岩岡 181-3 他 13 筆	
388	8 号池（8 号上池）	西区岩岡町岩岡 206 他 37 筆	
389	岩岡町甲 7 号池	西区岩岡町岩岡 1122-1	
390	ポンプ池	西区岩岡町岩岡 90-2 他 29 筆	
391	伏谷池	西区岩岡町岩岡字坂ノ下 822-1	
392	耳塚池	西区岩岡町岩岡字天狗池 2272 他 21 筆	
393	天狗池	西区岩岡町岩岡 2531	
394	5 号池	西区岩岡町岩岡 1632、1313-4、1325-4、1326-2	
395	1 2 号池	西区岩岡町西脇字西脇 841-2 他 61 筆	
396	1 3 号下池	西区岩岡町古郷字南場 784-5、-37、483-62 他 3 筆	
397	1 3 号上池	西区岩岡町古郷字南場 484-1 他 15 筆	
398	大黒池	西区岩岡町古郷 1717-1 他 13 筆	
399	戎池	西区岩岡町古郷 1727-1、-3、1731-2	
400	秋田下池	西区岩岡町古郷 2043-1	
401	秋田新池	西区岩岡町古郷 2037-2 他 16 筆	
402	印籠池	西区岩岡町古郷字福吉東 256-1	
403	添池	西区岩岡町古郷字添池 1837-1	
404	南新池	西区岩岡町野中文字内山 192-1 他 44 筆	
405	北新池	西区岩岡町野中文字神出道下 1296 他 17 筆	
406	野中大池	西区岩岡町野中文字中筋 823-1	
407	呉錦堂池	西区神出町古神 223-4-1 他	○
408	1 4 号池	西区岩岡町西脇字北下り 806-13	
409	寛政池	西区岩岡町古郷字寛政池 1623	
410	手中池	西区神出町紫合 531-20	
411	福寿池	西区神出町北 1001-10、1002-4	
412	宮前の池	須磨区白川字平丁 394-2	
413	獅子ヶ池	須磨区妙法寺字池ノ尻 1288	
414	野路池	須磨区妙法寺字野路山 1051-2	
415	替地の池	須磨区白川字献上替地 24-2	
416	上の池	須磨区白川字堂ノ西 462	
417	木戸ヶ谷池	須磨区多井畑字木戸ヶ谷 27	
418	蓮池	垂水区名谷町字押戸 358	
419	口ノ池	垂水区名谷町 1216、1217、1243	
420	谷子池	垂水区名谷町 1938-1	
421	井之谷大池	垂水区下畑町 1908	
422	ひょうたん池	垂水区塩屋町南谷 860 番	
423	奥ノ池	垂水区名谷町 1211	
424	音羽池	垂水区下畑町 977	
425	奥の谷池	北区山田町上谷上字宮開地 64	
426	ハタバタ池	北区山田町下谷上字芝床ノ上 28	
427	墓の下池	北区山田町上谷上字畑開地 25	
428	植芝池	北区山田町上谷上字上ノ山 42	
429	山池	北区山田町上谷上字登リ尾 10	
430	前田池	北区山田町上谷上字木戸ノ上 25	
431	奥谷池	北区山田町下谷上奥谷 1	

No.	防災重点ため池名称	所在地	震度 4 での要被災調査
432	うなぎのて池	北区山田町下谷上字田代 1	
433	寺ノ上池	北区山田町原野字寺ノ上 4	
434	茂村谷池	北区山田町原野字西脇山 18-3	
435	西の池の下池	北区山田町原野字木戸口 7	
436	東本池	北区有野町唐櫃 1727	
437	上池	北区有野町唐櫃 1744	
438	東本池	北区有野町唐櫃字東本 1713 番 1	
439	畑垣池	北区有野町唐櫃 2333	
440	平山池	北区八多町附物 1170	
441	宮の下西池	北区八多町屏風馬場垣内 560	
442	西畑 257 池	北区八多町西畑 257	
443	ハス池	北区八多町西畑 247-1	
444	本岡池	北区八多町中 638、639	
445	仲池	北区八多町吉尾 126	
446	奥出池	北区八多町吉尾 624	
447	土ノ池	北区八多町吉尾川添 553	
448	仲池	北区八多町上小名田字仲 1828	
449	林池	北区八多町上小名田 2015-1、2	
450	稲田池	北区八多町上小名田 1908	
451	鍛冶谷池	北区道場町塩田 881	
452	西垣池	北区道場町塩田 885	
453	南所池	北区道場町塩田字鍛冶屋谷 882	
454	西ノ池	北区道場町生野字池ノ下 42 番	
455	四軒茶屋 2 番池	北区長尾町宅原 1875	
456	炭焼池	北区長尾町宅原字炭焼 439-1	
457	中池	北区長尾町上津 2324-1、2325-6、2326-1	
458	下池	北区長尾町上津 3494	
459	平井ヶ池	北区長尾町上津 2033	
460	下鍛冶屋垣内池	北区長尾町上津 2767	
461	東の山の下池	北区大沢町市原 1211-2	
462	まんぼう池	北区大沢町市原 1094	
463	岡池	北区大沢町上大沢 1522	
464	用水池	北区大沢町上大沢 1285	
465	廣通上池	北区大沢町神付廣通 126	
466	藤井池	北区大沢町中大沢字鼓田 1114	
467	上池	北区大沢町中大沢 922	
468	廻池	北区大沢町日西原 479	
469	上泉ヶ谷池	北区大沢町日西原字大谷 445	
470	下泉ヶ谷池	北区大沢町日西原字泉ヶ谷 517	
471	中垣池	北区大沢町簾 194	
472	宮池	北区大沢町日西原 2410	
473	井戸池	北区淡河町北僧尾 519-3	
474	お池	北区淡河町南僧尾字鶴間 2289	
475	鍛冶屋の上池	北区淡河町南僧尾 1220	
476	正神池	北区淡河町南僧尾上ノ沢 1084	
477	津本上池	北区淡河町南僧尾 1327	
478	蓮池	北区淡河町勝雄 1123-21	
479	福池	北区淡河町勝雄 1054	
480	煙谷池	北区淡河町勝雄 907	
481	射場池	北区淡河町萩原 1199	
482	北野池	北区淡河町萩原 1227-12	
483	ほて池	北区淡河町北畑上の沢 74	
484	びり池	北区淡河町北畑 197	
485	石野池	北区淡河町神影 157-1	

■ 地震・津波対策編

[応急対応計画]

No.	防災重点ため池名称	所在地	震度 4 での要被災調査
486	谷池	北区淡河町神田 1097	
487	前田池	北区淡河町神田 2	
488	井本池	北区淡河町神田 1096	
489	獅子追池	北区淡河町神田 392	
490	沢池	北区淡河町神田 322	
491	城谷池	北区淡河町神田 307	
492	古川上池	北区淡河町野瀬 686	
493	平五郎池	北区山田町小河字平五郎 5-1	
494	東 1 池	北区山田町上谷上字丸ど 13	
495	東 2 池	北区山田町上谷上字八尾 11-1	
496	広畑池	北区山田町西下字広畑 58	
497	源次郎池	北区有野町有野 435	
498	口の池	北区有野町唐櫃字山伏峠 3627	
499	奥の池	北区有野町唐櫃 3635	
500	北野池	北区有野町唐櫃 2411	
501	北野池	北区有野町唐櫃 2418	
502	若州池	北区有野町唐櫃 2423	
503	ひし池	北区有野町有野 1881	
504	前川池	北区有野町唐櫃 2653	
505	上山池	北区有野町唐櫃字上山 2654 番地	
506	家の上池	北区八多町深谷 483	
507	新長池	北区八多町柳谷 114-1	
508	上池	北区八多町屏風 672	
509	松林池	北区八多町屏風 1015-1	
510	大正池	北区八多町西畑滝ノ脇 275-5	
511	鍵町の池	北区八多町下小名田 318-1	
512	前谷下池	北区道場町塩田字前谷 207 番	
513	前谷上池	北区道場町塩田字前谷 213 番	
514	四軒茶屋池	北区長尾町宅原 1877	
515	上天神中池	北区長尾町宅原大字上天神 874	
516	下池	北区長尾町上津源ヶ谷 4537	
517	上池	北区長尾町上津源ヶ谷 4538-4	
518	ハサミ池	北区長尾町上津 3460-1	
519	東の池辻小池	北区長尾町上津東の池 4662	
520	松本池	北区大沢町市原 840	
521	空の池	北区大沢町市原青田辻 1182-1	
522	辻井池	北区大沢町上大沢大新田 988	
523	上の池	北区大沢町上大沢 1710	
524	宮ノ谷池	北区大沢町神付門町 64	
525	権母ヶ口池	北区大沢町中大沢 1940	
526	垣ヶ渚池	北区大沢町日西原 359	
527	米ヶ谷池	北区大沢町日西原 424	
528	ツヅ町池	北区大沢町簾 45	
529	新ヶ池	北区大沢町日西原奥ヶ畑 390-1	
530	新ヶ池	北区大沢町日西原奥ヶ畑 406	
531	鹿の木谷池	北区大沢町簾鹿の木谷 44	
532	家の上池(にしかど池)	北区淡河町南僧尾字向沢 1548 番	
533	滝谷上池	北区淡河町淡河 2009-2	
534	坊の池	北区淡河町行原溝ノ上 212	
535	馬場池	北区淡河町行原溝の上 217	
536	新池	北区淡河町神田 280	
537	丸池	北区淡河町神田坂谷 108	
538	池の上池	北区淡河町神田 300	
539	小池	北区淡河町野瀬字栗嶋 290 番	

No.	防災重点ため池名称	所在地	震度 4 での要被災調査
540	村上池	北区淡河町野瀬 679、681	
541	津本池	北区淡河町野瀬 2145-1	
542	開内寺西池	西区伊川谷町布施畑 624	
543	笹尾池	西区伊川谷町布施畑 720	
544	北谷ヶ谷池	西区伊川谷町布施畑 573	
545	中畑大池	西区伊川谷町布施畑 807	
546	ナガ池	西区伊川谷町布施畑 808	
547	下宮池	西区伊川谷町上脇 1004	
548	和田ヶ池	西区伊川谷町上脇 973-1, 4	
549	前開-542	西区伊川谷町前開 542	
550	丹田池	西区伊川谷町前開 2057	
551	奥ノ池	西区伊川谷町前開 726-1	
552	谷池	西区伊川谷町有瀬字池林 679-1 他	
553	下庄ノ池	西区長畑町 335	
554	大道池	西区押部谷町西盛字高ヶ原 527-1	
555	石橋池	西区月が丘 1 丁目 205-4	
556	新池	西区樋谷町友清 315	
557	畑田新池	西区樋谷町友清 380	
558	諏訪池	西区樋谷町長谷字澁谷 77	
559	佃井南池	西区樋谷町長谷 186	
560	横山池	西区樋谷町栃木 2	
561	びわの谷池	西区樋谷町栃木 16	
562	東山下池	西区樋谷町菅野 126	
563	北山新池	西区樋谷町菅野 684	
564	皿池	西区平野町大野字居屋敷 139-1	
565	大道池（下池）	西区神出町宝勢字大道池尻 1024	
566	上宮池	西区伊川谷町上脇 1003	
567	新池	西区伊川谷町前開 2059	
568	土間谷池	西区押部谷町高和 1563	
569	北山池	西区押部谷町和田 486-1	
570	北山池	西区北山台 1 丁目 566-190	
571	ゴエ谷池（新池）	西区押部谷町木津 1575-2	
572	三十八社池	西区押部谷町木津字寺垣内 620	
573	養谷池	西区押部谷町木津字西尾崎 1625	
574	東垣内奥池	西区樋谷町友清 380-1	
575	小谷奥池	西区樋谷町福谷 363-1	
576	小谷下池	西区樋谷町福谷 365	
577	二号池	西区神出町南 619-88	
578	二十一番池	西区神出町北 621-5	
579	西の池の上池	北区山田町原野字木戸口 6	
580	富永池	北区淡河町神影 158-1	
581	石野池	北区淡河町神影 158	
582	神影 158-1 池	北区淡河町神影 158-1	
583	塩田 894 池	北区道場町塩田 894	
584	上池	北区淡河町北僧尾 520	
585	下浦池	北区大沢町簾 654	
586	下池	北区山田町藍那字上小野 10	
587	上池	北区山田町藍那字上小野 11	
588	梅尾池	北区山田町小河字梅ノ尾 17	
589	丘池 1	北区山田町東下字翁ヶ谷 19	
590	ジョンノ池	北区山田町坂本字原 114	
591	谷寺池	北区山田町原野字芦谷山 1	
592	尾下上池	北区有野町唐櫃 1753	
593	尾下下池	北区有野町唐櫃 1720	

■ 地震・津波対策編

[応急対応計画]

No.	防災重点ため池名称	所在地	震度 4 での要被災調査
594	東池	北区淡河町東畑 614-1	
595	栗坪池	北区淡河町北僧尾 1746	
596	伊勢講池	北区淡河町北僧尾 394	
597	北僧尾-1268	北区淡河町北僧尾 1268	
598	裏の池	北区大沢町上大沢堀越東 1017	
599	矢口池	北区大沢町中大沢 1118	
600	池鍋-1255	北区大沢町上大沢池鍋 1255	
601	北区 - 3683	北区大沢町市原 176	
602	中谷池	西区伊川谷町潤和白水東山ノ上 1285	
603	高水池	西区伊川谷町別府 1327-1	
604	灯籠池	西区岩岡町西脇字山ノ神 270-3	
605	中ノ池	西区樋谷町友清 277	
606	城ヶ谷口池	西区樋谷町福谷字城ヶ谷 738-1	
607	城ヶ谷奥池	西区樋谷町福谷字城ヶ谷 731	
608	天剛口池	西区樋谷町寺谷 40	
609	天剛奥池	西区樋谷町寺谷 41	
610	従弟谷池	西区樋谷町寺谷 729	
611	新刈屋谷池	西区神出町南 417-1	
612	20 番池	神出町北 733-6, 741-1, 773-1, 773-2, 993-1, 997-29, 997-35	
613	五座池	押部谷町栄字北萬覚 321	
614	上田井奥池	西区押部谷町細田 644	
615	唐櫃 2364	有野町唐櫃 2364	
616	道志塚池	北区大沢町日西原 440	
617	真谷池	北区大沢町日西原 533	
618	ポンプ遊水池	西区岩岡町印路 782 - 2	
619	市原-131	北区大沢町市原 131	
620	大日池	西区押部谷町細田 699	
621	丘池 2	北区山田町東下字翁ヶ谷 24	
622	菱池	北区有野町有野 1826	
623	中之谷-1950	垂水区下畑町字中之谷 1950	
624	畑池	西区玉津町高津橋字中山谷 517-1	
625	車-863-1	須磨区車字生焼 863-1, 863-2, 863-3	
626	西山-1123	西区平野町堅田字西山 1123	
627	有野-313	北区有野町有野字家ノ下 313, 315	
628	権願寺池	西区平野町西戸田字住吉元 595-1	
629	中池	西区樋谷町友清 379-9	